

新城市地域公共交通計画改訂版（案）

はじめに

本市では、平成29年3月に策定した「新城市地域公共交通網形成計画」により、新規バス路線の運行や現行路線の改編等を実現し、利便性を高めてきました。

この度、現行計画の計画期間が満了する時期を迎えて、併せて、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正されたことを受け、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「新城市地域公共交通計画」を策定しました。

この「新城市地域公共交通計画」では、第2次新城市総合計画で掲げる将来像“つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ”の実現を目指し、関連する計画に基づき実施される施策との連携を図り、公共交通施策の方向性を定めています。

また、新東名高速道路の開通を機に、関東・関西・中京圏の都市とのアクセスを可能にした高速バスの活用や現在運行中の路線の改編を実施し、現代版“山の湊しんしろ”の実現に向けて取り組むこととしています。

今後は、人口減少や高齢社会の進行による生産年齢人口の減少に対応とともに、新型コロナウィルス感染症による生活様式の変化への対応も含め、引き続き本市にふさわしい公共交通施策を検討・協議してまいります。

最後に、「新城市地域公共交通計画」の策定にあたり、ご協力をいただいた多くの方々に対し感謝申し上げますとともに、本計画の実現に向けご支援を賜りますようお願い申し上げます。



令和4年3月
新城市地域公共交通会議 会長
新城市長 下江洋行

目 次

1. 趣旨	1
2. 計画の位置づけ（関連計画との関係）	1
3. 新城市地域公共交通計画の改訂	2
4. 新城市的公共交通手段	3
5. 計画の区域	5
6. 計画の期間	5
第2章 現状と課題	
1. 新城市地域公共交通網形成計画からの課題整理	6
2. 本市関連計画からの方向性整理	8
3. 新城市的概況からの課題整理	10
4. 新城市的公共交通の現状からの課題整理	12
5. 地域意見等からの課題整理	19
6. 地域公共交通の課題まとめ	20
7. 地域公共交通施策の方向性	21
第3章 持続可能な地域公共交通に向けた方針	
1. 基本理念	22
2. 基本方針	23
3. 目標（評価指標）	23
4. 新城市における公共交通ネットワーク形成方針	24
5. 補助系統の地域公共交通における位置づけ	26
6. 新城市地域公共交通に関するルール	29
第4章 公共交通施策	
1. 施策の体系	30
2. 利便増進事業実施計画について	32
3. 計画の達成状況の評価	33
4. 公共交通施策の概要	
(1) 重点施策	36
(2) 先行施策	40
(3) その他の公共交通施策	49
第5章 計画の推進体制	
1. 推進体制	52
2. 新城市地域公共交通会議の運営方針	53

第1章 新城市地域公共交通計画の策定について

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会経済情勢の変化に伴う公共交通サービスの需要縮小等により、地域公共交通の維持・確保が厳しくなっています。

このような背景のもと、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地域が自ら交通をデザインし、地域の移動ニーズを踏まえた地域公共交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画の作成が努力義務化されました。

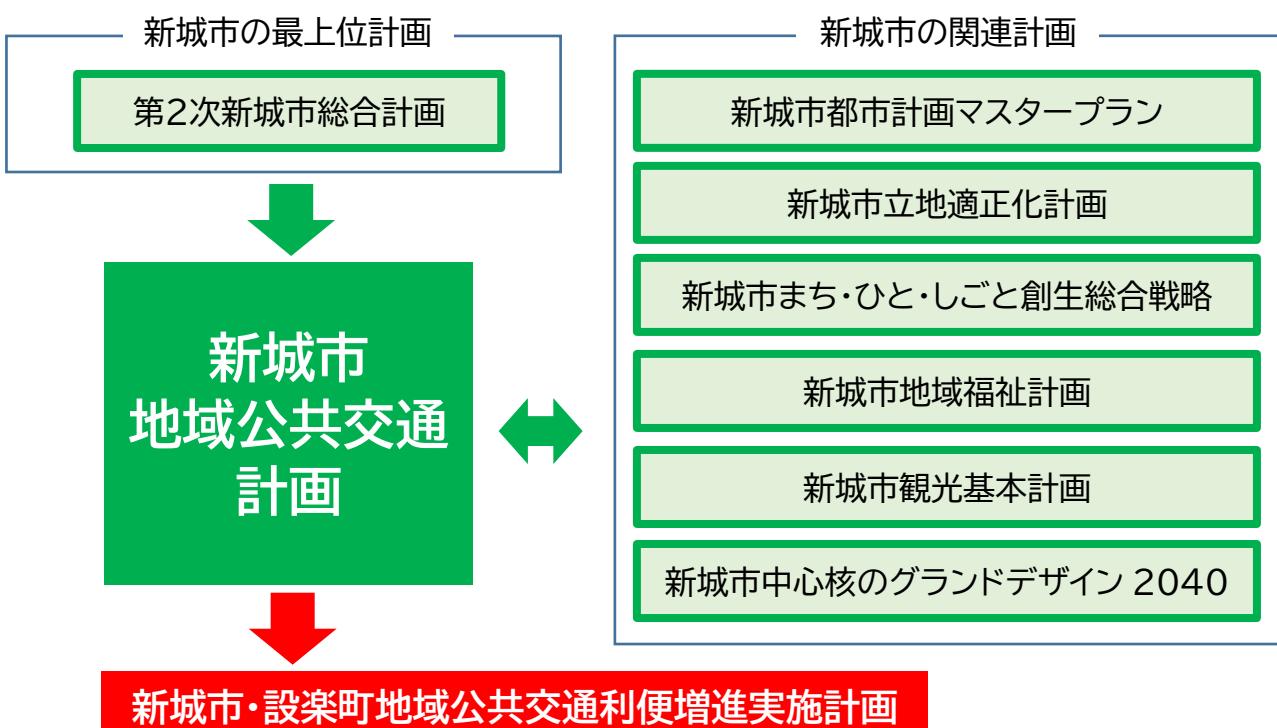
地方公共団体が中心となって多様な関係者と連携し、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要です。

本市においては、人口減少や少子高齢化が進展する中、平成25年度に地方自治法に基づく地域自治区制度を導入し、持続可能な市民自治社会づくりを進めてきました。地域自らが地域課題の解決や地域の活性化に向けた地域計画を策定する中で、地域公共交通への関心も高まり、地域で安心して暮らすことのできる移動手段の確保に向けた住民主体の検討が始まっています。

JR飯田線はもとより、新東名高速道路の開通を契機に実現した東京・大阪・名古屋に直接行き来できる高速バスや市内の貴重な交通資源を最大限に活かし、市内外の移動を持続可能な公共交通サービスでつなぐ利便性の高い地域公共交通ネットワークを構築し、公共交通を使って気軽にでおでかけできるようにするために、新城市地域公共交通会議において本市における公共交通の課題を共有し、協議し、合意を図りながら、令和3年度をもって期間満了となる「新城市地域公共交通網形成計画」に続く新たな計画「新城市地域公共交通計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ（関連計画との関係）

本計画は、新城市的最上位計画である「新城市総合計画」や、都市計画の方針である「新城市都市計画マスタープラン」等と連携・整合を図りながら、本市の公共交通施策の方向性を定め、策定しています。



3. 新城市地域公共交通計画の改訂

本計画は、新城市地域公共交通網形成計画に続く新たな計画として策定しましたが、真に公的負担により確保維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援を実施するための「計画制度と補助制度の連動化」に対応する計画とするため、また、本計画に基づく公共交通施策の推進にあたり、本市における最も重要なバス路線の一つである田口新城線の維持確保に向けた利便増進事業を位置づけるために本計画を改訂します。

なお、本計画の改訂にあたり、本市公共交通の現状を整理し直すとともに未設定となっていた目標を設定します。

(1) 計画制度と補助制度の連動化

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、国の「地域公共交通確保維持事業」については、地域公共交通計画における補助系統等の位置付けが必要となりました。

今後、補助事業の活用のためには、補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等について、原則、補助系統がまたがる全ての市町村の地域公共交通計画又は都道府県の地域公共交通計画に記載が必要であり、新城市地域公共交通会議（以下「交通会議」）において協議がなされる必要があります。

P26~28 第3章 5. 補助系統の地域公共交通における位置付け

(2) 利便増進事業の実施

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律では、地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事業を記載した場合、同事業の実施計画である「地域公共交通利便増進実施計画」を作成することができます。

令和4年度、田口新城線の乗降調査結果が国の地域間幹線系統の補助要件を下回り、新城市と北設楽郡設楽町を結ぶ当該地域の公共交通ネットワークに欠かすことのできない重要バス路線である田口新城線がかつてない存続の危機となりました。

田口新城線及び接続する公共交通の将来にわたる維持確保に向け、本計画において、地域公共交通利便増進事業に関する施策を位置づけ、今後、関係事業者と具体的な内容を検討し、「**新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画**」を策定することとします。

P.32 第4章 2. 利便増進事業実施計画について

(3) 公共交通の現状の整理及び計画期間、目標、評価の修正

本市公共交通の現状を令和6年1月現在として整理し直すとともに、未設定となっていた目標、評価等に関する必要な修正を行います。

また、利便増進事業の着実な実施を見据え、計画期間を令和10年度まで延長したことから、令和7年度時点で本計画の達成状況を評価し、計画最終年度の目標値を新たに設定します。

P.12~18 第2章 4. 新城市的公共交通の現状からの課題整理

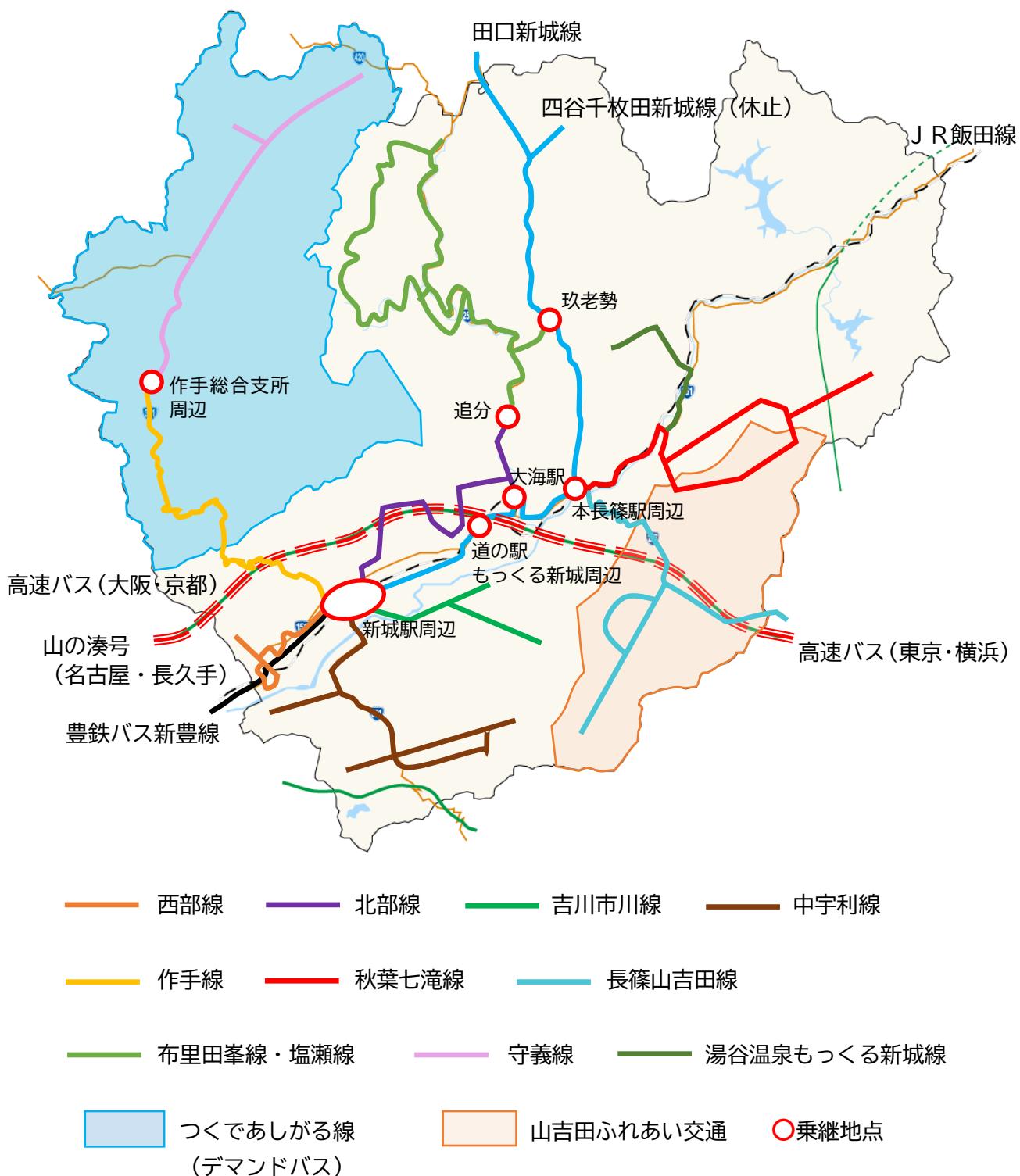
P.33~35 第4章 3. 計画の達成状況の評価

4. 新市の公共交通手段

(1) 公共交通の概況（令和6年1月現在）

現在、新市の公共交通には、JR飯田線、路線バス（豊鉄バス、Sバス）、高速バス（JRバス、豊鉄バス）、タクシーがあります。このほか、交通空白地有償運送、福祉有償運送、スクールバスなどにより、市民の移動手段が確保されています。

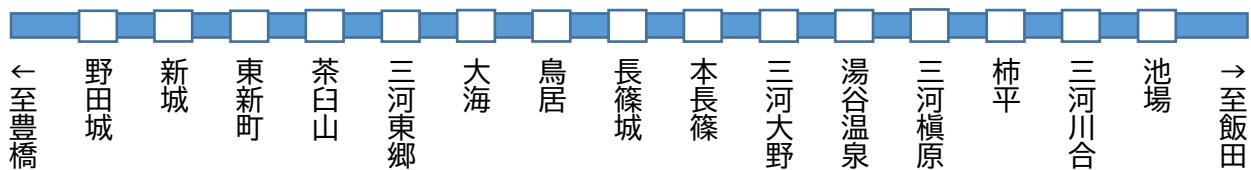
また、各公共交通機関をつなぐ乗継地点が市内各所に位置づけられています。



(2) 運行状況

<鉄道>

J R 飯田線（令和6年1月現在）



上り（豊橋方面） 終点：豊橋 普通34便（平日・土休日）

快速 1便（平日） 特急 2便（平日）

下り（飯田方面） 終点：新城13便 本長篠8便 中部天竜3便 水窪2便 天竜峡4便

飯田2便（特急） 岡谷2便 上諏訪1便

<バス>

令和6年1月現在

路線名		運行形態	運賃	運行日	便数（上下計）
豊鉄バス(株)	田口新城線	4条乗合	距離に応じた運賃	毎日	平日：18便 土休日：12便
	四谷千枚田新城線			休止	
	新豊線				平日：22便 土休日：13便
	高速バス「山の湊号」		1乗車 1,000円	毎日	6便
J R バス	高速バス		利用日ににより変動		12便
Sバス	西部線	1乗車 200円	月～金	10便	
	北部線			10便	
	中宇利線			8便	
	吉川市川線			8便	
	作手線		ゾーン制 ※1	毎日	平日：14便 土休日：9便
	秋葉七滝線	79条 自家用有償 旅客運送	1乗車 200円	月～土	平日：12便 土：8便 登校日：1便
	長篠山吉田線				12便
	布里田峯線				3便
	塩瀬線				3便 4便（循環）
	湯谷温泉もっくる新城線		ゾーン制 ※2		6便
	守義線	1乗車 200円			3便（4～10月） 2便（11～3月）
	つくであしがる線				7時～19時 予約制区域運行

※1 新城地区内200円、作手地区内200円、両地区をまたがる乗車の場合400円

※2 新城地区内200円、鳳来地区内200円、両地区をまたがる乗車の場合400円、

「鳳来寺山山頂」を含む区間は400円、「鳳来寺山山頂」から「湯谷温泉駅南」区間は200円

※3 祝日、お盆、年末年始は運休の場合あり。

<タクシー>

令和6年1月現在

豊鉄タクシー(株)	7台（一般6台、ジャンボ1台）	営業区域外旅客運送の特例
東栄タクシー(有)	4台（一般3台、ジャンボ1台）	営業区域外旅客運送の特例

<自家用有償旅客運送>

令和6年1月現在

種別	団体名	車両	区域
交通空白地有償運送 (事業者協力型)	山吉田ふれあい交通運営協議会	普通乗用4台 (うち持込2台)	鳳来南部 地域自治区
福祉有償運送	新城市	軽乗用2台	新城市
	生活協同組合コープあいち福祉サービス新城	スロープ付2台（軽）	新城市
	社会福祉法人新城福祉会	スロープ付2台（軽） 回転シート付1台（普） 普通乗用4台 軽乗用2台	新城市 豊川市
	NPO法人恵みの郷M I K A W A家	普通乗用1台 軽乗用2台	新城市
	NPO法人なないろサポート	スロープ付1台（普） スロープ付3台（軽） 軽乗用4台	新城市 豊川市 蒲郡市

5. 計画の区域

計画の区域は、新城市全域とします。

隣接する市町の一部が新城市民の生活圏域となっている地域での施策展開や地域間を跨いで運行する公共交通の利用促進などについては、必要に応じて関係市町と連携・協力体制を取りながら進めています。

6. 計画の期間

利便増進実施事業の着実な実施を目指し、計画の期間を令和4年度から令和10年度までの7か年とします。

計画名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
新城市地域公共交通計画					改		見			改			
第2次新城市総合計画				見				見				改	
新城市都市計画マスタープラン													改
新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略						改							
新城市地域福祉計画						改							
新城市観光基本計画					見			見			改		
新城市中心核のグランドデザイン2040													
新城市立地適正化計画									見				

改…改訂 見…見直し

第2章 現状と課題

1. 新城市地域公共交通網形成計画の進捗状況

【方針1】公共交通の現状を地域で共有し、地域・行政・交通事業者で公共交通網を作ります

1-1 地域・行政・交通事業者で公共交通を支える体制づくり

- 作手地区において、つくであしがる線の見直しに係る検討会議を設置
⇒検討会議で利用状況等を共有し、デマンド運行の改善や利用促進策を検討
- 千郷地区、東郷地区、舟着地区、八名地区、鳳来南部地区で住民主体の公共交通検討組織を設置
⇒現在、地域住民の移動手段確保について検討中

1-2 幹線の運行 利便向上策・利用促進策の実施

- 田口新城線活性化検討会の設置（愛知運輸支局、愛知県、新城市、設楽町、豊鉄バス、有識者）
⇒高速バス「山の湊号」と田口新城線の鳳来寺山往復切符の発売活用等による利用促進策の検討
- 高校統廃合に合わせた運行経路の見直し
⇒新城有教館高校への通学を考慮した田口新城線及び作手線のルート変更
- 高校生の通学利便向上策の実施
⇒利用者アンケート及び高校へのヒアリングを実施
⇒作手線月曜日2便（登校時間帯）の臨時便を運行

1-3 支線の運行 利便向上策・利用促進策の実施

- 地域と協働した路線の見直し
⇒令和元年10月、作手地区における予約制区域運行を開始（つくであしがる線）
⇒令和2年10月、湯谷温泉もっくる新城線の運行を開始

1-4 高速バスの運行 利便向上策・利用促進策の実施

- パーク＆ライド駐車場の増設
⇒平成29年7月、新城市民病院西バス停の新設及びパーク＆ライド駐車場の確保
- もっくる新城周辺へのバス停の新設
⇒平成29年7月、もっくる新城南バス停及びパーク＆ライド駐車場を新設
⇒令和3年10月、もっくる新城（正面）バス停の新設
- 高校へのPR実施
⇒令和元年度、高校生割キャンペーンの実施（1乗車500円）
- 名古屋方面の施設・イベントと連携した市内向けPR実施
⇒藤が丘中央商店街振興組合と連携したPRイベントを実施
⇒リニモ藤が丘駅での回数券及び企画切符の販売開始
- 高速バスと連携した市内モデルコースの作成
⇒若者議会、楣山女子学園大学と連携し、実施

1-5 タクシーの運行・利用促進

- 「高齢者福祉タクシー料金助成」「障害者福祉タクシー料金助成」の周知強化
⇒民生委員を通じた周知

- イベントやマップでのタクシー情報の周知
⇒新城市バスマップに案内を掲載

1-7 スクールバスの運行と公共交通との役割明確化

- 中学校の朝の部活動廃止に合わせたダイヤ改正
⇒長篠山吉田線、秋葉七滝線、布里田峯線、塩瀬線のダイヤ改正

1-10 公共交通空白地有償運送の普及

- ⇒令和3年4月、鳳来南部地域自治区を運行区域とした「山吉田ふれあい交通」の運行開始

【方針2】組織間の連携を図り、関係者と一体となって利便を向上させます

2-1 高校と連携した高校生の通学利便促進

- 路線の協議における高校生・保護者の参画
⇒作手地区の小中学生の保護者との意見交換会を実施
⇒八名地区の小中学校PTAを通じ、移動手段に関するアンケートを実施
- 意見交換が行える体制の構築
⇒新城東高校、新城高校、田口高校からのヒアリングを実施
- 利用者アンケートの実施
⇒高校生への通学に関するアンケートを実施

2-2 観光部局や交通事業者との連携による交流人口の拡大

- 湯谷温泉パッケージプランの実施
⇒湯谷発展会、新城市観光協会との連携により実施
- おでかけマップの作成
⇒新城及び名古屋のおでかけマップを作成

2-3 各種施設周辺バス停の待合観光改善

- 道の駅もっくる新城内へのバス停設置
⇒道の駅もっくる新城（正面）バス停の設置

2-5 高齢者の運転免許返納自主返納を促進する施策の実施

- 免許返納者への支援策の実施
⇒免許返納者に対して、Sバスの回数券、高速バス回数券、タクシー券を配布（選択制）

【方針3】 地域に愛され、「利用したくなる」公共交通を作ります

3-1 バス総合マップの改善

- 新城市バスマップの改善
⇒路線の変更だけでなく、より利用しやすいものに改善しながら毎年発行

3-2 「マイマップ」の提供

- マイバス時刻表の発行
⇒申請に応じて、自分仕様の時刻表を提供

3-3 検索サイトへのSバスのダイヤ情報掲載

- GTF Sデータを活用した乗換案内サービス
⇒豊鉄バス、SバスがNAVITIME、ジョルダン、Yahoo！路線情報、Google Mapsで検索可能

3-4 バス乗車体験イベントの実施

- 「しんしろ軽トラ市のんほいルロット」でバスの乗車体験イベントの実施
⇒令和元年4月及び5月、若者議会からの提案事業「No Bus No Life事業」において実施

3-5 バス乗り方教室・出前授業の実施

- 市内バス路線の照会及び乗り方説明
⇒市政番組Sバス及び山の湊号の紹介番組「ぶら～りSバスの旅」放映
⇒市内地域団体の公共交通勉強会を実施

計画の進捗状況を踏まえた課題

- ・教育委員会と連携し、児童生徒数の状況や将来的な通学のあり方等について方向性を共有し、学校も含めた各地域での移動手段確保のための検討を進める。
- ・新城駅前広場暫定整備が完了し、今後は「新城市中心核のグランドデザイン2040」と整合を図りながら、新城駅周辺への拠点整備、案内の充実や待合環境の整備を進める。
- ・新鳳来総合支所の整備を踏まえ、本長篠駅とバスターミナル周辺地域を鳳来地域のおでかけ拠点として整備し、案内を充実させるとともに、公共交通での乗継が問題なく行えるように事業者間の連携強化を図る。
- ・三大都市圏と新城を結ぶ交通結節点として、都市計画マスタープランと整合を図りながら、道の駅もっくる新城を中心とした公共交通拠点化を早期に進める。
- ・各地域において、すべての人のおでかけ利便性を高められるよう、路線見直しや待合環境の整備、パーク＆ライド駐車場等、地域の拠点の整備を行う。
- ・2025年問題への対応として、公共交通利用による健康づくりや運転免許証の自主返納促進につながるモビリティ・マネジメントを進める。

2. 本市関連計画からの方向性整理

第2次新城市総合計画基本計画（令和元年度～令和4年度）

- 人口減少や少子高齢化の状況、公共交通の現状を地域で共有し、生活圏など地域特性に合わせた公共交通網を地域、行政、交通事業者で構築します。
- 鉄道駅や公共施設などへのアクセスできる公共交通ネットワークの構築等により、利便性を確保します。

新城市都市計画マスタープラン（令和2年度～令和13年度）

- 利便性が確保された市の中心核と地域中心核や地域が公共交通などの交通軸で結ばれる多核連携型の交通ネットワークの形成を目指します。
- 自動運転、エアモビリティなど日々開発の進む新技術の導入などに積極的に取り組み、社会変革に対応した交通システムの形成を目指します。
- 公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、緑地の保全や緑化推進の実施など、都市部における低炭素化を目指します。
- 自由度や周遊性が高く、住む人、訪れる人、商う人の動機付けとなるような付加価値の高い公共交通を検討します。
- 市の中心核の新城駅周辺と、広域アクセス点の新城ICに隣接する道の駅もつくる新城周辺に交通結節点となるバスステーションを整備します。
- 名古屋都市圏からの交流人口の増加を図るため、高速乗合バス「山の湊号」の運行の継続などを検討します。

新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）

- 利用者の目的にあった路線の変更や満足度が高く効率的な公共交通の充実を図ります。基幹となるJRや高速バスと観光二次交通のアクセス向上を図るために路線再編、ダイヤの見直し及び交通結節点の充実に取り組むと共に、GTFやMaasの導入の検討を進めます。
- 新東名高速道路の開通により名古屋から90分圏内になったことから、新城名古屋間を結ぶインフラとしての高速バスを運行し、観光客誘致等、交流人口増加による経済効果を図り、地域の活性化につなげます。

新城市地域福祉計画（令和2年度～令和6年度）

- 市内のどこに住んでいても生活の足が確保され、孤立化することがないようSバスの路線経路の見直しやデマンド型区域運行の普及を図るなど、生活圏と生活の質を重視した公共交通の再編を促進します。
- タクシー利用料金助成等の継続及び公共交通機関、タクシー、福祉バス等の交通手段の活用を視野に入れた余暇活動の場などの充実や創出を図り、買い物や通院に限らず様々な外出ができる環境づくりについて検討を行います。
- 新城市有償運送運営協議会において、NPO法人等による有償運送の適正な運営の確保と、市民の福祉の向上等により公共の福祉の増進を図ります。
- 交通や買い物の不便が課題とされている地域で、福祉バスが活用されるよう支援します。車を運転しない方の移動手段に関する相談・支援を行います。

第2次新城市観光基本計画前期アクションプラン（令和3年度～令和5年度）

- 道の駅もつくる新城について、奥三河の観光ハブステーションとしての機能拡充を図ります。

新城市中心核のグランドデザイン2040（令和4年度～）

- 歩道整備等、歩行者の視点での道路空間の形成を図ることが重要といえる。
- 駅前広場にアクセスする道路や公共交通の乗り換えの場となる結節点等の施設の改善、公共交通の利便性を高めることが重要といえる。

新城市立地適正化計画（令和4年度策定予定）

「第2次新城市都市計画マスターplan」に掲げた「市の中心核」と「地域中心核」への都市機能集約・集積及び交通ネットワーク形成により、過度に自動車に依存しない、歩いて暮らせる集約型都市構造に転換する方針に基づき、「市の中心核」における市街地の形成を推進するために策定した「新城市中心核のグランドデザイン2040」の実現化を通じて「市の中心核」の拠点性を向上するとともに、本市の中心的な地域の人口集積や都市機能を維持・向上させることを目的として策定します。

本市関連計画に示される施策の方向性

- ・市の中心核と地域中心核や地域が公共交通などの交通軸で結ばれる多核連携型の交通ネットワークの形成
- ・市内のどこに住んでも移動手段が確保され、生活圏と生活の質を重視した公共交通による様々な外出ができる環境づくり
- ・市の中心核の新城駅周辺と、広域アクセス点の新城ICに隣接する道の駅もつくる新城周辺に交通結節点を整備
- ・観光客誘致等、交流人口増加による経済効果を図り、地域の活性化につなげる

地域計画との関係

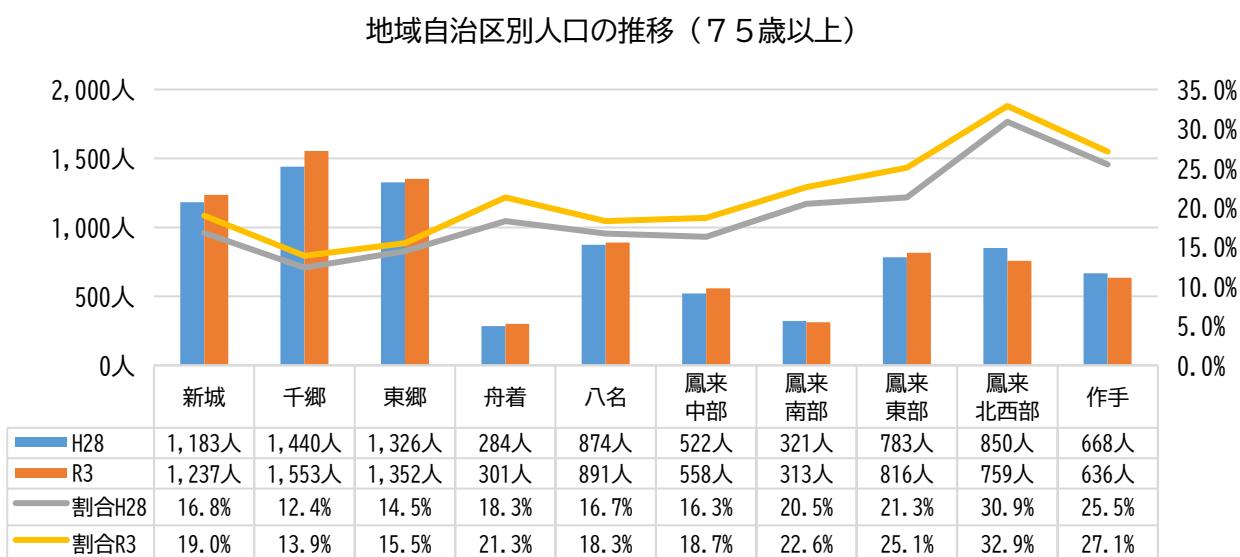
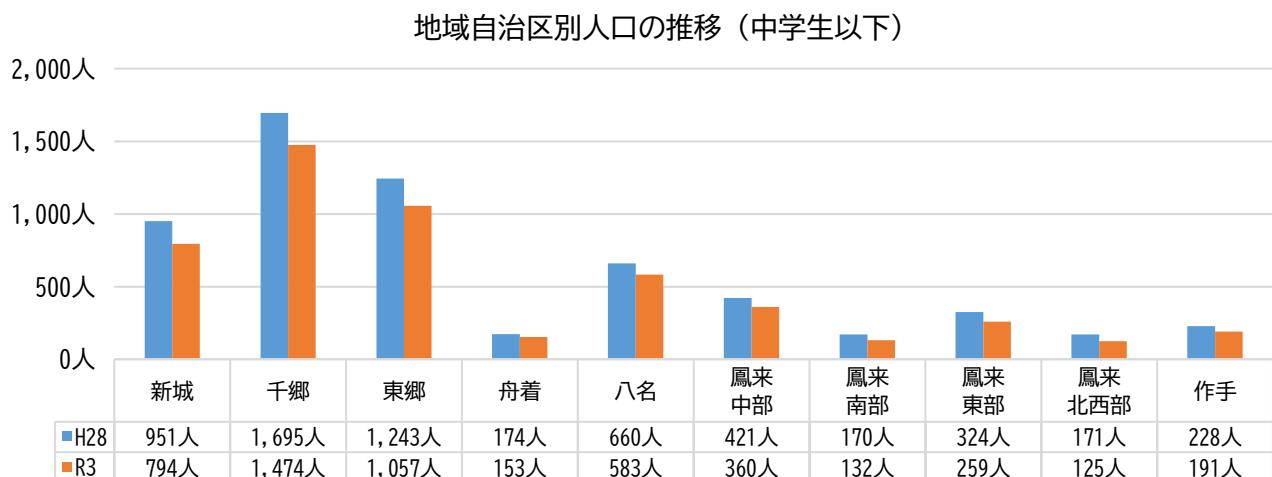
本計画は、地域自治区において策定した「地域計画」に掲げられている課題解決に向け、相互補完の関係性を保ちながら進めていくものとします。

地域計画に掲げられている地域課題

- 地域内に生活必需品を買う店舗や病院がなくなり、買い物や通院など外出に困る
- 買い物や通院など自家用車に頼らざるを得ない
- こども園や学校の統廃合が進み、通園・通学にかかる時間が長くなつたため、保護者の負担が増加
- 利便性のある移動手段（公共交通）を確保した上での免許返納の推奨
- 過疎化・少子化・高齢化が進み、公共交通のシステムと利用者の実態が合わない
- 電車が通っておらず、バスも本数が少ない、土日祝日はバスの運行自体が無い
- 地域活性化のために中心市街地や観光名所に足を運んでもらいたい

3. 新市の概況からの課題整理

令和3年4月1日現在、地域自治区別に中学生以下の人数を5年前（平成28年4月1日）と比較すると、全ての地域自治区で減少していることがわかります。75歳以上の人数を同様に比較すると、人数の増減は地域差があるものの、各地域自治区に占める75歳以上の割合は全地域において高くなっています。今後さらに少子高齢化が進展していくことが推測されます。



※75歳以上の割合は、地域自治区ごとに全体人口から算出。

(参考) 住民基本台帳

本市の日常生活における徒歩圏人口カバー率は、市街化区域では医療施設、福祉施設、公共交通が概ね9割、商業施設が約8割となっていますが、市街化調整区域ではどの項目においても十分なカバーができているとはいえません。

これらを地域自治区別にみると、舟着地区では医療施設の人口カバー率が0%、八名・鳳来南部・鳳来北西部・作手地区では商業施設の人口カバー率が0%となっており、日常生活において地区外への移動が必要不可欠な地域が存在することがわかります。公共交通については、鉄道駅が6駅あるもののわずか2.6%となっている鳳来東部地区や、鉄道駅のない舟着・八名・鳳来南部・鳳来北西部・作手地区においては、バス等での人口カバー率を向上させていくほかありません。

また、特に山間地域においては、バス停までの道のりが起伏の激しい道路形状となっていることが多く、バス停まで徒歩300m圏内であったとしても、徒歩でバス停まで行くことが困難な地域も存在します。

地域自治区別の都市機能評価（日常生活における徒歩圏人口カバー率） 単位：%

評価指標		新城市全体	市街化区域	市街化調整区域	新城	千郷	東郷	舟着	八名	鳳来中部	鳳来南部	鳳来東部	鳳来北西部	作手
生活サービス	※医療施設	57.9	88.9	47.4	97.5	62.8	74.0	0.0	32.0	81.2	38.6	39.0	34.0	14.2
	※福祉施設	52.3	88.8	39.9	100.0	73.9	87.9	60.9	37.9	51.3	52.7	40.6	36.3	14.2
	※商業施設	35.8	76.3	22.1	100.0	59.3	25.7	4.2	0.0	49.4	0.0	1.1	0.0	0.0
公共交通	※鉄道駅	42.3	88.9	26.5	89.0	39.9	78.2	0.0	0.0	82.3	0.0	2.6	0.0	0.0
	バス停	65.2	91.2	56.4	92.4	65.9	74.9	77.5	57.8	55.9	36.5	35.1	61.5	52.5

※は各施設から半径800m、バス停は300mの範囲で算出。

(出典) 第2次新城市都市計画マスターplan

主な観光施設・景勝地の最寄りの交通手段

施設・景勝地	最寄りの駅・バス停	おおよその位置
道の駅もっくる新城	①もっくる新城(正面)、①新城(道の駅もっくる新城)	東郷地域自治区内
道の駅鳳来三河三石	⑧柿本城跡（道の駅鳳来三河三石）	鳳来南部地域自治区内
道の駅つくで手作り村	⑧つくで手作り村	作手地域自治区内
愛知県民の森	駅三河槇原	鳳来東部地域自治区内
湯谷温泉	駅湯谷温泉、①湯谷温泉駅南	鳳来東部地域自治区内
新城総合公園	①新城総合公園（東側）	東郷地域自治区内
桜淵公園	①新城市役所	新城・八名地域自治区内
山びこの丘	⑧学童農園前	鳳来北西部地域自治区内
鳳来峡・乳岩狭	駅三河川合	鳳来東部地域自治区内
四谷の千枚田	(デマンドバス実証運行のためバス停なし)	鳳来北西部地域自治区内
阿寺の七滝	⑧七滝口	鳳来南部地域自治区内
鳴沢の滝	⑧鳴沢橋	作手地域自治区内
設楽原古戦場	⑧歴史資料館	東郷地域自治区内
鳳来寺山	⑧鳳来寺、⑧鳳来寺山山頂	鳳来北西部地域自治区内
長ノ山湿原	(デマンドバスのためバス停なし)	作手地域自治区内
古宮城跡	⑧鴨ヶ谷口	作手地域自治区内
長篠城跡	⑧長篠城址前	鳳来中部地域自治区内

⑧バス停 駅J R飯田線駅

(参考) 新城市観光基本計画

本市の概況からの課題

- ・小中学生の通学利用減少や高齢者の増加に伴うバスの路線再編
- ・スクールバスの活用方法
- ・市内のどこに住んでいても移動手段が確保され、生活圏と生活の質を重視した公共交通による
様々なおでかけができる環境づくり
- ・観光二次交通の整備

4. 新城市的公共交通の現状からの課題整理

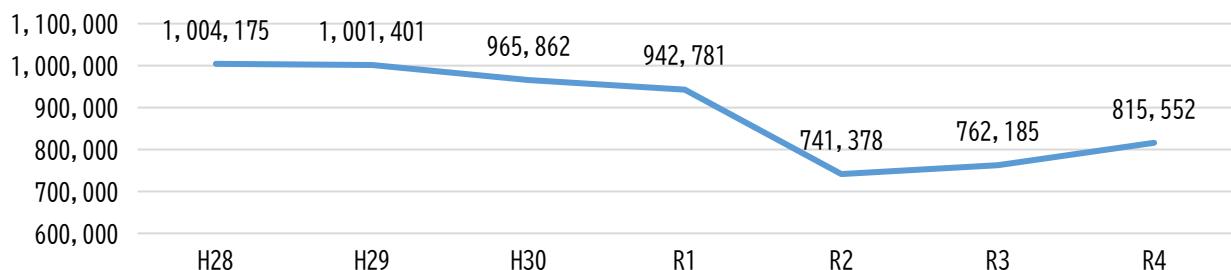
<鉄道>

J R飯田線は、主に通勤通学に利用されますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校や不要不急の外出自粛等に伴い減少しましたが、令和3年度以降は各駅において利用状況は回復傾向にあります。

東新町駅の増加の要因は、新城東高校と新城高校の統合により新城有教館高校への通学に完全に移行したことに伴い、茶臼山駅利用が減少した分の増加と思われます。

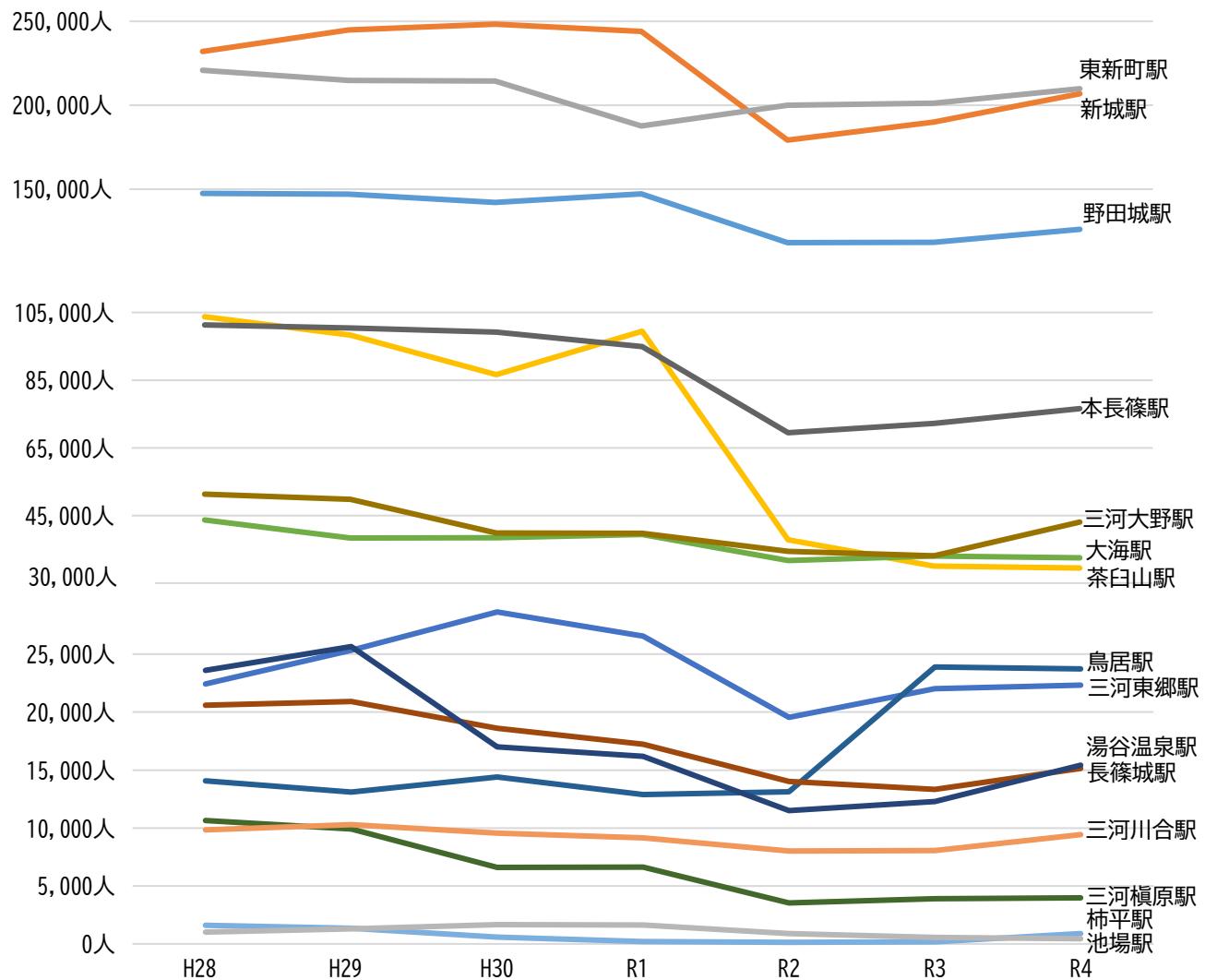
市内駅利用者状況の推移

単位：人



(資料) 東海旅客鉄道株式会社

J R飯田線各駅の利用状況



(資料) 東海旅客鉄道株式会社

J R飯田線の運行状況は、1日に上り34本、下り33本（特急伊那路、快速を除く）となっています。市内15駅のうち、豊橋駅側から数えて市内2番目の駅である新城駅までは上下ともに1時間に約2本、9番目の本長篠駅までは1時間に約1～2本、本長篠駅以降は1～2時間に約1本という運行本数です。

特に、バス運行もなく公共交通手段がJ R飯田線のみとなっている湯谷温泉駅から飯田方面は、昨今の大雪に伴う土砂災害等による運休が増加傾向にあることもあり、通勤、通学、通院、買い物など日常生活における公共交通への不安を抱える地域といえます。

J R飯田線運行状況

上り（豊橋方面）	下り（飯田方面）
運行本数	34本
新城駅発	13本
本長篠駅発	9本
その他駅発	12本
運行本数	33本
新城駅止まり	13本
本長篠駅止まり	8本
その他駅止まり	12本

新城駅では、駅構内のエレベーター設置や、階段への屋根の設置が完了し、新城駅前広場についても暫定整備が完了しました。

また、東新町駅及び本長篠駅では、駅の無人化に対応するために平成24年度からJ R職員OBを配置し、駅利用の利便性維持を図っています。



新城駅構内の整備状況



新城駅前広場の暫定整備

鉄道に関する課題

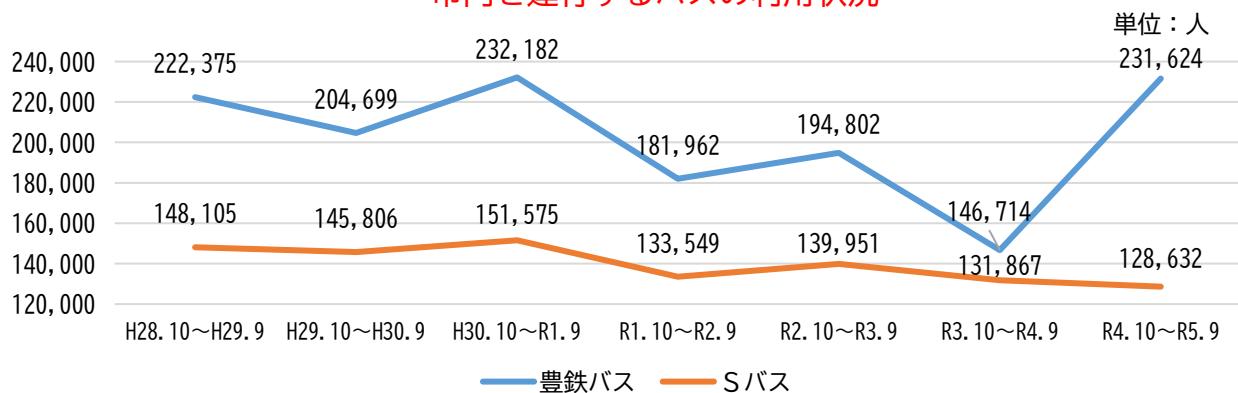
- ・駅前周辺での観光及び公共交通利用に係る案内の充実
- ・市内各駅におけるその他の公共交通との接続等利便性向上
- ・大雨に伴う土砂災害等による運休の影響及び不安の軽減
- ・観光客誘致等、交流人口増加による経済効果を図り、地域の活性化につなげる

<バス>

豊鉄バス路線は、主に市町村間を跨ぐ地域間幹線系統として運行し、Sバス路線は主にJR飯田線駅や地域間幹線系統路線につなぐバスとしてバス事業者に運行を委託しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校や不要不急の外出自粛等に伴い、豊鉄バス、Sバスともに利用者数が大きく減少しましたが、豊鉄バスは回復傾向にあります。

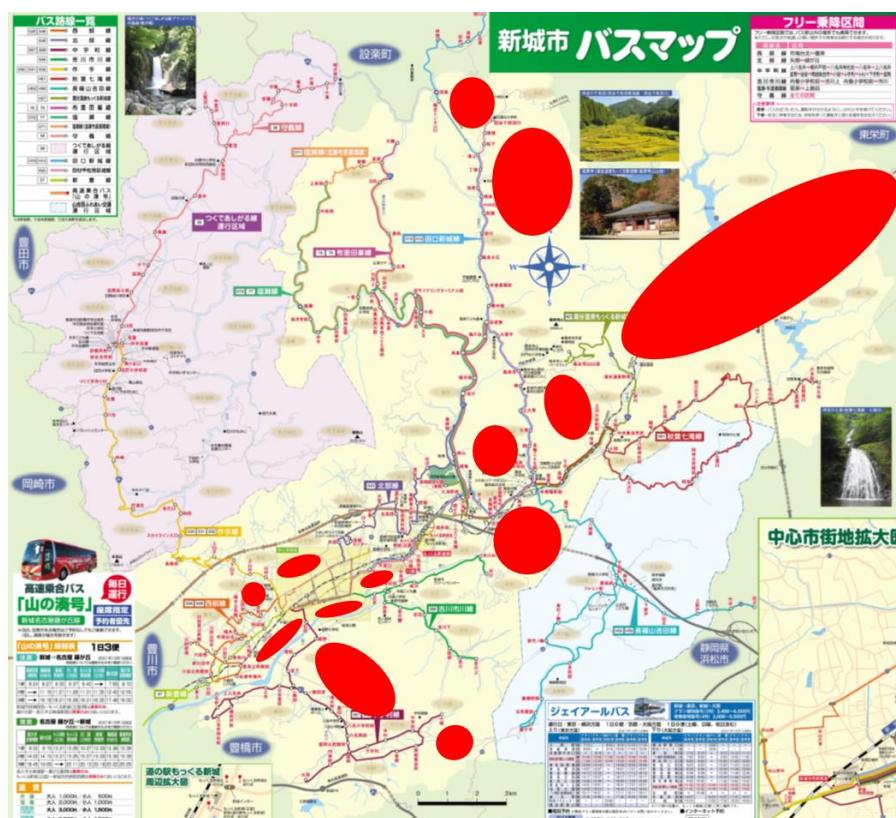
市内を運行するバスの利用状況

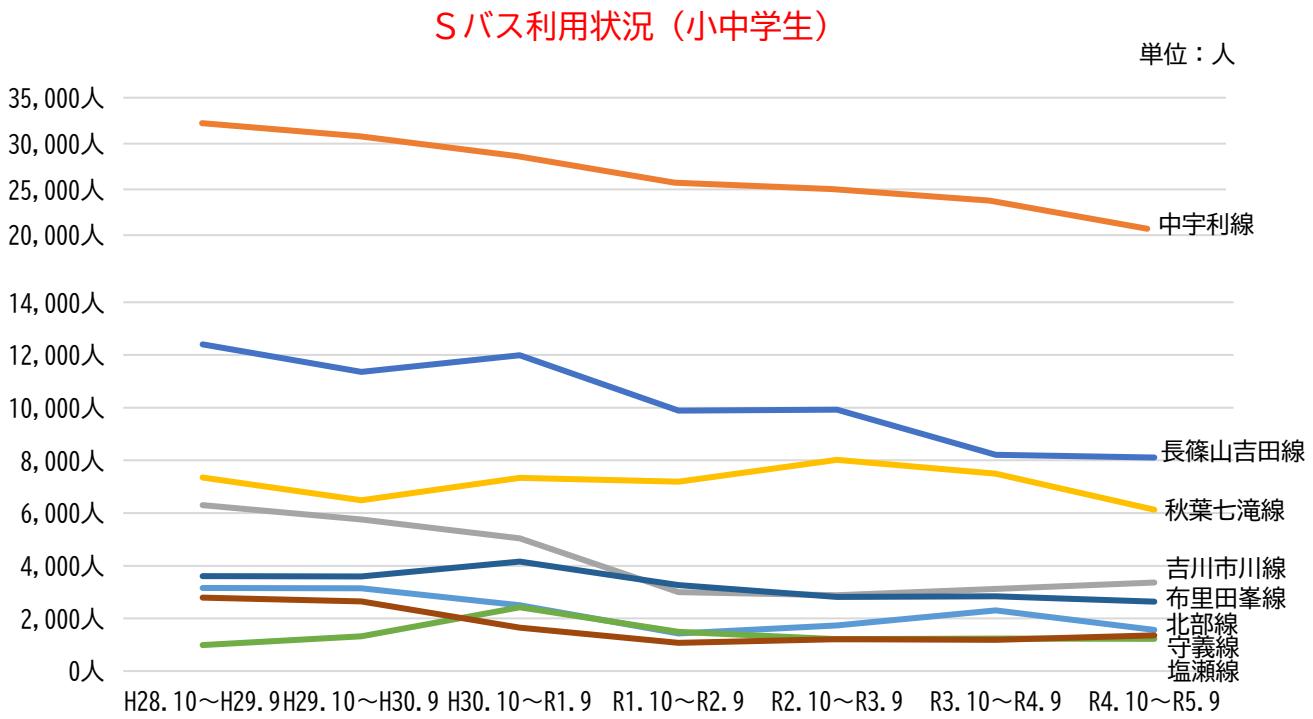
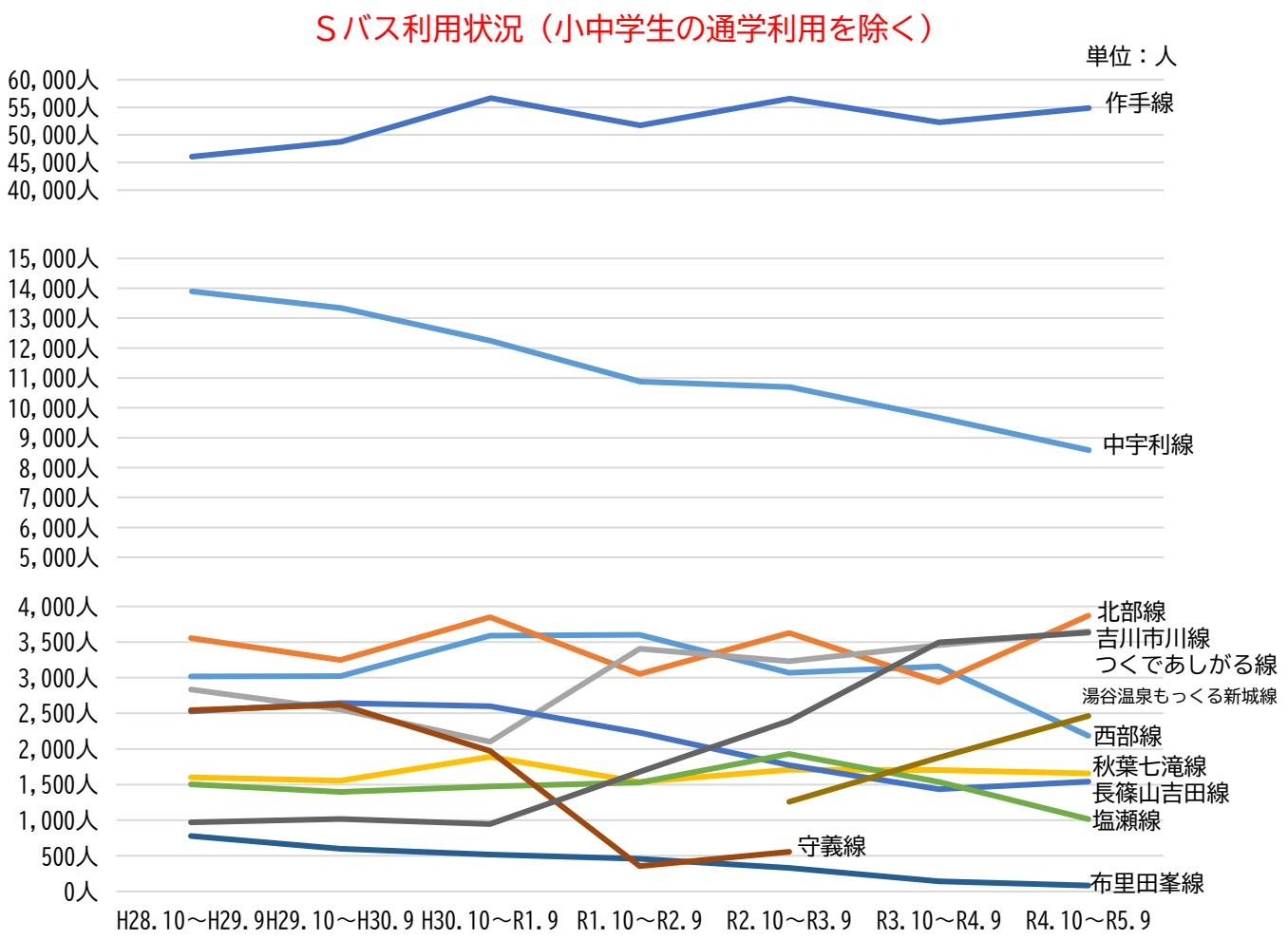


本市のバス路線のうち地域間幹線系統路線は、旧市町村間を結ぶ路線として長年にわたり主に国道沿線集落を通るルートでの運行を行っています。フィーダー系統路線は、JR飯田線や地域間幹線系統路線に接続する生活路線として、概ね各地域自治区内のまとまった集落をカバーする運行となっています。

公共交通手段がバスのみの地域では、特に旧市町村境や地域自治区境、狭小道路の多い集落において、バスが近くを通っていない又はバスが入っていけないためバス停を設置できないなど、バス利用不便地域が存在します。

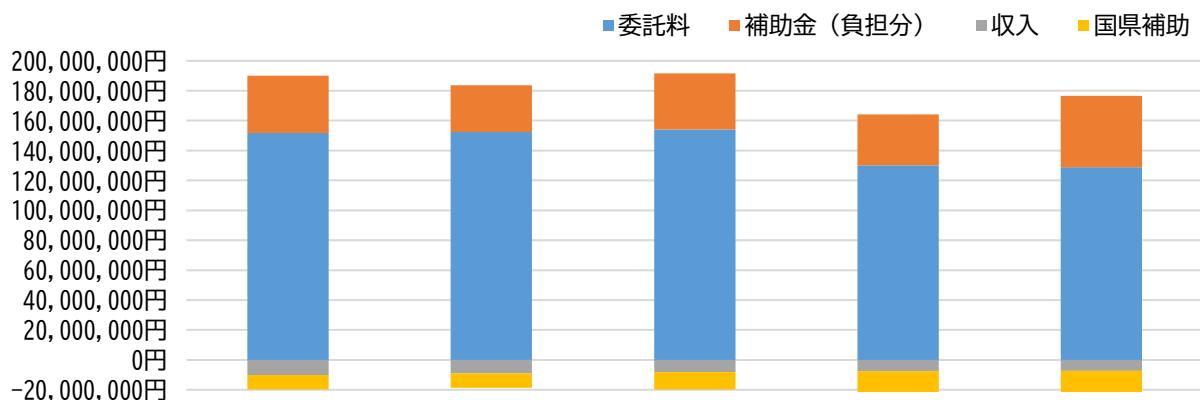
バス利用が不便と考えられる地域





東郷東小学校…北部線 舟着小学校…吉川市川線 八名小学校…中宇利線
 鳳来中部小学校…長篠山吉田線 東陽小学校…秋葉七滝線
 鳳来中学校…長篠山吉田線、秋葉七滝線、布里田峯線、塩瀬線

バス運行に係る費用内訳

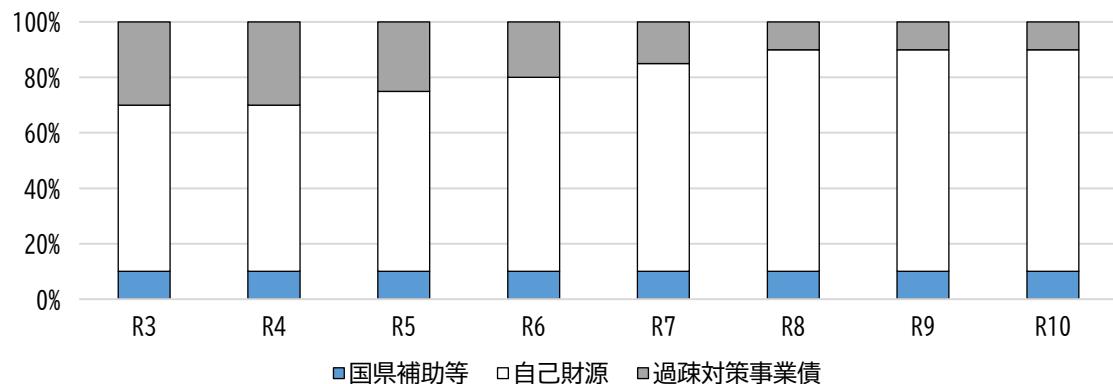


	H30	R1	R2	R3	R4
①委託料	151,837,957円	152,315,588円	154,109,384円	130,056,917円	128,948,425円
②補助金（負担）	38,156,000円	31,306,000円	37,508,000円	34,189,000円	47,690,000円
③運賃収入等	10,060,900円	9,038,650円	8,238,300円	7,495,800円	7,377,275円
④国県補助	9,648,000円	9,659,000円	11,523,000円	16,252,000円	15,773,000円
市負担額 ①+②-③-④	170,285,057円	164,923,938円	171,856,084円	140,498,117円	153,488,150円

鳳来地区及び作手地区は、過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域とされており、それに基づき鳳来地区及び作手地区に係るバス運行経費には過疎対策事業債を活用しています。

しかし、令和4年度からは、バス運行に係る経費として活用できる過疎対策事業債は徐々に減少し、令和8年度以降はある一定程度までの額となります。

バス運行に係る財源イメージ



※自己財源…一般財源、運賃収入等

バスに関する課題

- ・地域が主体となった地域の実状に応じた運行形態や運行方法への見直しによる運行の効率化
- ・バス事業者と連携した利便性向上及び利用促進策の実施
- ・バス運行に係る支出の増大抑制
- ・運賃収入以外の収入源の確保

<高速バス>

平成28年7月から実証運行を開始していた新城と名古屋市東部地域を結ぶ高速バス「山の湊号」は、令和2年度から本運行に移行し、現状では主に名古屋圏の大学・企業等への通学・通勤、高度医療機関への通院、買い物など地域住民の日常生活における移動手段を確保するとともに、名古屋圏からの観光誘客などによる地域経済の活性化のための重要な路線として、地域間幹線系統に位置づけて運行しています。



※令和5年度データは令和5年4月から令和6年1月末までの数値

令和3年10月28日、東京・横浜と大阪・京都をつなぐジェイアールバスの新東名高速道路を利用するルートが開通しました。開通と同時に、道の駅もっくる新城内に停留所が設置され、東京・横浜方面、京都・大阪方面それぞれに直接行き来できるようになりました。

これにより、本市は、東京・大阪・名古屋の三大都市圏と直結する全国的にも有数の交通結節点として、観光振興や地方創生に大きな効果を生み出す可能性が広がりました。

そして、令和5年12月21日、道の駅もっくる新城と東京・横浜・東京ディズニーリゾートを結ぶWILLER EXPRESSの夜行便運行が開始されました。



ジェイアールバス関東高速バス開通記念式典

高速バスに関する課題

- ・大都市圏への通勤・通学、通院、買い物等日常生活のための運行の確保
- ・道の駅もつくる新城周辺における交通結節点としての機能強化
- ・バス事業者と連携した利便性向上及び利用促進策の実施
- ・観光客誘致等、交流人口増加による経済効果を図り、地域の活性化につなげる

<タクシー>

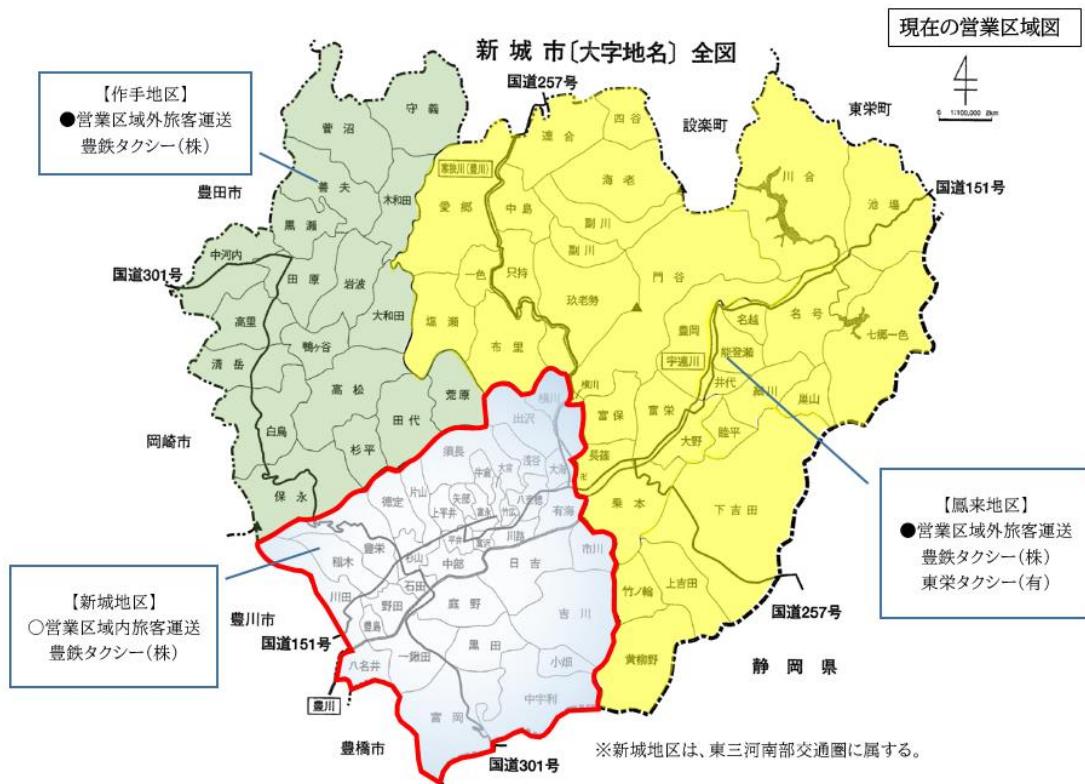
本市は、人口規模からみて都市部のようなタクシー需要は見込めない地域です。また、県下2番目となる広い市域面積を有するため、少ない車両数で市域全体をカバーするのは困難です。

そのような中で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による経営圧迫や後継者不足等を背景として、長年にわたり市内のタクシー事業を担ってきたタクシー事業者が令和3年3月末をもって廃業することとなり、タクシーの空白対策が必要となりました。

タクシー事業者の廃業にあたり、タクシーの空白回避のための調整等に奔走していただいたことや関係者の尽力もあり、新たに豊鉄タクシー(株)、東栄タクシー(有)が改正道路運送法により設けられた営業区域外旅客運送の特例規定の活用による本市でのタクシー事業への参入というかたちで営業を開始し、タクシーの空白を回避することができました。

しかしながら、主に鳳来地区をのタクシー事業を担ってきたタクシー事業者が令和5年12月末に廃業することとなりました。

新城市におけるタクシー配置状況



タクシーに関する課題

- ・タクシー事業の維持・確保及び新城市的タクシー営業区域に関する調整・検討
- ・タクシー事業者のノウハウを活かした公共交通施策の実施や新たな事業展開の検討
- ・タクシー事業者との連携による多様な移動ニーズへの対応

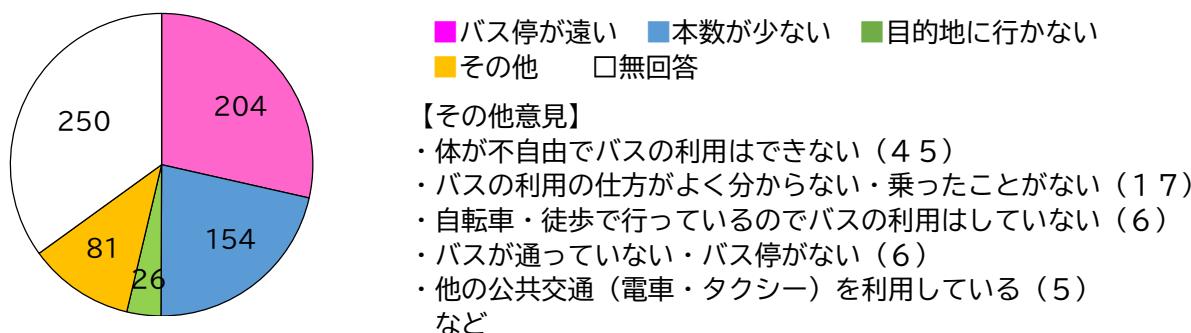
5. 地域意見等からの課題整理

本計画策定にあたり、地域が主体となった移動手段の確保に関する検討の場での意見交換や市内民生委員や自立支援協議会、居宅介護支援事業所等の協力のもと「移動手段に関するアンケート」を実施しました。

このうち、主に高齢者を対象としたアンケートでは、自動車運転免許証を「持っていない」または「持っているが運転しない」と回答した人のうち約65%が「バス利用が困難」という回答を得ました。バス利用が困難な理由については、小中学生の通学利用のある地域では、基本的に大型バスで運行することから主に幹線道路沿いにバス停を設置しているため、最寄りのバス停までの距離が遠いという回答が多くありました。一方、小型バス（ワゴン）による運行を行っている地域では、地域をくまなく運行することにより1運行あたりの時間が長くなってしまうため1日の運行本数が少ないという回答が多くありました。このように、地域の状況によって回答の傾向が異なっています。

しかし、アンケートの回答者の中で、普段からバスを利用している人は全体のわずか約3%しかなく、バスの利用に関する情報が“しっかり届いていない”ことや、自分の運転により自由な移動が当たり前という感覚から「バスの利用が困難」というイメージが定着してしまっている可能性があります。

バス利用が困難な理由



移動手段に関するアンケートや地域での意見交換会等において、「おでかけする場所」「おでかけしたい場所」について調査したところ、各地域を運行するバスで行くには困難と思われる場所が多数あることがわかりました。

本市では近年、人口減少や少子高齢化の影響に伴う店舗や医療機関の廃業、学校の統廃合が進んだことや、新東名高速道路及び新城インターチェンジの設置を見据えた道路網の整備が進められてきたことに伴い、道路沿線への新店舗や医療機関の開業などが相次いでいることから、地域住民の移動ニーズが変化していると考えられます。しかし、移動ニーズの変化に即したバス路線の見直しは進んでいません。

また、アンケートでは、移動手段について「今は困っていないが将来的に困る」と回答した人が全体の約60%を占めており、意見交換の場においても日常生活における移動手段の確保について不安の声が挙がっています。地域での課題解決に向けた検討の場に参画する人の多くは、基本的には自分で車を運転できる人であり、運転免許を持たない人の移動ニーズや意見などの情報が確実に検討の場に届けられない可能性が高く、おでかけに関する地域特有の問題は多数存在していると考えられます。

今後の各地域での検討の進め方として、実際に移動手段への不安を抱えている人の移動ニーズや意見の掘り起しが重要となります。

6. 地域公共交通の課題まとめ

地域公共交通網形成計画	<p>【施策の進捗に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と連携し、児童生徒数の状況や将来的な通学のあり方等について方向性を共有し、学校も含めた各地域での移動手段確保のための検討を進める。 ・新城駅前広場暫定整備が完了し、今後は「新城市中心核のグランドデザイン2040」と整合を図りながら、新城駅周辺への拠点整備、案内の充実や待合環境整備を進める。 ・新鳳来総合支所の整備を踏まえ、本長篠駅とバスターミナル周辺地域を鳳来地域のおでかけ拠点として整備し、案内を充実させるとともに、公共交通での乗継が問題なく行えるように事業者間の連携強化を図る。 ・三大都市圏と新城を結ぶ交通結節点として、都市計画マスタープランと整合を図りながら、道の駅もっくる新城を中心とした公共交通拠点化を早期に進める。 ・各地域において、すべての人のおでかけ利便性を高められるよう、路線見直しや待合環境の整備、パーク＆ライド駐車場等、地域の拠点の整備を行う。 ・2025年問題への対応として、公共交通利用による健康づくりや運転免許証の自主返納促進につながるモビリティ・マネジメントを進める。
関連計画	<p>【本市関連計画に示される施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の中心核と地域中心核や地域が公共交通などの交通軸で結ばれる多核連携型の交通ネットワークの形成 ・市内のどこに住んでいても移動手段が確保され、生活圏と生活の質を重視した公共交通による様々な外出ができる環境づくり ・市の中心核の新城駅周辺と、広域アクセス点の新城ICに隣接する道の駅もっくる新城周辺に交通結節点を整備 ・観光客誘致等、交流人口増加による経済効果を図り、地域の活性化につなげる <p>【地域計画に掲げられている地域課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内に生活必需品を買う店舗や病院がなくなり、買い物や通院など外出に困る ・買い物物や通院など自家用車に頼らざるを得ない ・子ども園や学校の統廃合が進み、通園・通学にかかる時間が長くなつたため、保護者の負担が増加 ・利便性のある移動手段（公共交通）を確保した上での免許返納の推奨 ・過疎化・少子化・高齢化が進み、公共交通のシステムと利用者の実態が合わない ・電車が通っておらず、バスも本数が少ない、土日祝日はバスの運行自体が無い ・地域活性化のために中心市街地や観光名所に足を運んでもらいたい
本市の概況	<p>【本市の概況からの課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生の通学利用減少や高齢者の増加に伴うバスの路線再編 ・スクールバスの活用方法 ・市内のどこに住んでいても移動手段が確保され、生活圏と生活の質を重視した公共交通による様々なおでかけができる環境づくり ・観光二次交通の整備
地域公共交通の現状	<p>【鉄道に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前周辺での観光及び公共交通利用に係る案内の充実 ・市内各駅における他の公共交通との接続等利便性向上 ・大雨に伴う土砂災害等による運休の影響及び不安の軽減 ・観光客誘致等、交流人口増加による経済効果を図り、地域の活性化につなげる <p>【バスに関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が主体となった地域の実状に応じた運行形態や運行方法への見直しによる運行の効率化 ・バス事業者と連携した利便性向上及び利用促進策の実施 ・バス運行に係る支出の増大抑制 ・運賃収入以外の収入源の確保 <p>【高速バスに関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新城市に住みながら大都市圏への通勤通学、通院、買い物等日常生活のための運行の確保 ・道の駅もっくる新城周辺における交通結節点としての機能強化 ・バス事業者と連携した利便性向上及び利用促進策の実施 ・観光客誘致等、交流人口増加による経済効果を図り、地域の活性化につなげる <p>【タクシーに関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー事業の維持・確保及び新城市的タクシー営業区域に関する調整・検討 ・タクシー事業者のノウハウを活かした公共交通施策の実施や新たな事業展開の検討 ・タクシー事業者との連携による多様な移動ニーズへの対応
地域意見等	<p>【移動手段に関するアンケートからの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスの利用方法がよくわからない ・免許返納をすることが不安 ・バスが走っていない（地区が見放されているのではないか） ・自家用車からバスへの変更はハードルが高そう

7. 地域公共交通施策の方向性

本市を取り巻く公共交通の現状や問題点を理解し、取り組むべき地域公共交通施策を導くために、SWOT分析を用いて整理しました。

公共交通にかかわる本市の内部的環境を「強み」と「弱み」、外的な環境・要因を「機会」と「脅威」をもとに、「強み」・「弱み」と「機会」・「脅威」をクロス分析し、強みを活かした方策や弱みを補う方策を見出すためのキーワードをまとめました。

		新城市の内部的環境	
外的な環境・要因		強み	弱み
	機会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区制度の導入 ・幹線道路の整備 ・観光資源が豊富 ・名古屋への直通高速バス 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通不便地域が存在 ・利用者の減少 ・駅前へのバス乗入れが困難 ・公共交通情報の不足
	脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の公共交通への関心の高まり ・東京、大阪への直通高速バス運行 ・ジブリパークの開業 ・公共交通分野の技術革新 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民主体で日常生活に即したバスの運行見直し ○新城からジブリパークへもっくる新城↔ジブリ ○大都市からの観光客獲得 ○新城で自然を満喫、仕事もできるワーケーション・二居住生活 ○東京・大阪・名古屋へのおでかけ、旅行商品開発 ○環境にやさしいまち・新城（エコツーリズムの推進）
		<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子高齢化の進展 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響 ・交通事業者廃業の懸念 ・自然災害に伴う運休頻発 	<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋へ通えるまち・新城山の湊号の運行本数確保 ○新城から大学へ、仕事へ ○道路環境に即したバスの経路見直し ○豊橋・豊川への利便性向上 ○新城版G o T o トラベル密をさけるツーリズム ○高齢者の免許返納推進 ○60歳からの公共交通利用

「機会」×「強み」 = (I) 新城市的強みを機会に活かし、大きく成長する

「機会」×「弱み」 = (II) 新城市的弱みを補強して、機会を活かせるよう対策する

「脅威」×「強み」 = (III) 新城市的強みを活かし、脅威を避ける、機会をつくる

「脅威」×「弱み」 = (IV) 新城市的弱みを理解し、影響を最小限にする



新城市地域公共交通施策3つのキーワード

①暮らしに即した公共交通	②大都市圏と地域をつなぐ	③持続可能な地域公共交通
--------------	--------------	--------------

第3章 持続可能な地域公共交通に向けた方針

1. 基本理念

第2次新城市総合計画における目指すべき将来像「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向けて、本市の地域公共交通に関する基本理念を以下に示します。

この基本理念に沿って、本市公共交通施策を実施するとともに、本計画の施策を通じて「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成にもつなげていきます。

ひと	地域公共交通を支える“ひと”を育みます
人口減少社会においては、一人ひとりが多様な能力を発揮して、地域公共交通をつくる一員となって活躍できる地域社会を構築することが必要です。	
ちいき	安心して住み続けられる“ちいき”の移動手段を確保します
小中学校の統廃合や商店、病院等の減少により、徒歩や自転車での通学、通院、買い物等が困難となった地域など、地域における日常生活の舞台は徐々に広域化しており、特に、車を持たない、運転できない人にとっては、地域で暮らし続けることができるようにするための移動手段の確保が必要です。	
まち	活力にあふれる“まち”的公共交通をつくります
本市と近隣市町村をつなぐJR飯田線や既存の地域間幹線系統のバス路線、新東名高速道路新城ICを起点とした東京、大阪、名古屋への直通高速バス路線と地域のバス路線網との乗継利便性を確保し、交通アクセスの向上を図ることが必要です。	
市民の日常生活のみならず、市内外との交流人口の拡大を促し、活力にあふれる「まち」の基盤となる公共交通をつくります。	



本計画を通じて達成をめざす「持続的な開発目標(SDGs)」のターゲット

	目標3 すべての人に健康と福祉を	3-6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	目標8 働きがいも経済成長も	8-9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を実施する。
	目標11 住み続けられるまちづくりを	11-2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう	17-17 様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

2. 基本方針

市民の暮らしを支え、持続可能な地域に欠かすことができない重要なインフラとしての役割を果たすとともに、「おでかけ」の楽しみを作ることで、生活の質を高め、豊かさを増進させる役割を担えるよう、以下のとおり基本方針を定め、地域公共交通施策を進めています。

基本方針

人が地域が輝き、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちを支える

方針1 暮らしに即した地域公共交通をつくる

- 1-1 地域共創型公共交通システムの確立
- 1-2 既存路線の見直し

方針2 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる

- 2-1 名古屋・東京・大阪との交流人口拡大
- 2-2 公共交通主要拠点の整備
- 2-3 公共交通主要拠点間の接続

方針3 持続可能な地域公共交通をつくる

- 3-1 モビリティ・マネジメントの実施
- 3-2 公共交通の利用促進
- 3-3 公共交通の利便性向上・改善

3. 目標（基本方針の実現に資する成果の評価指標）

本計画基本方針の実現に資する成果指標となる目標を、以下のとおり設定します。

新城市地域公共交通会議において、毎年、公共交通施策の進捗状況を確認し、計画の最終年度となる令和8年度において目標を達成できるよう管理します。

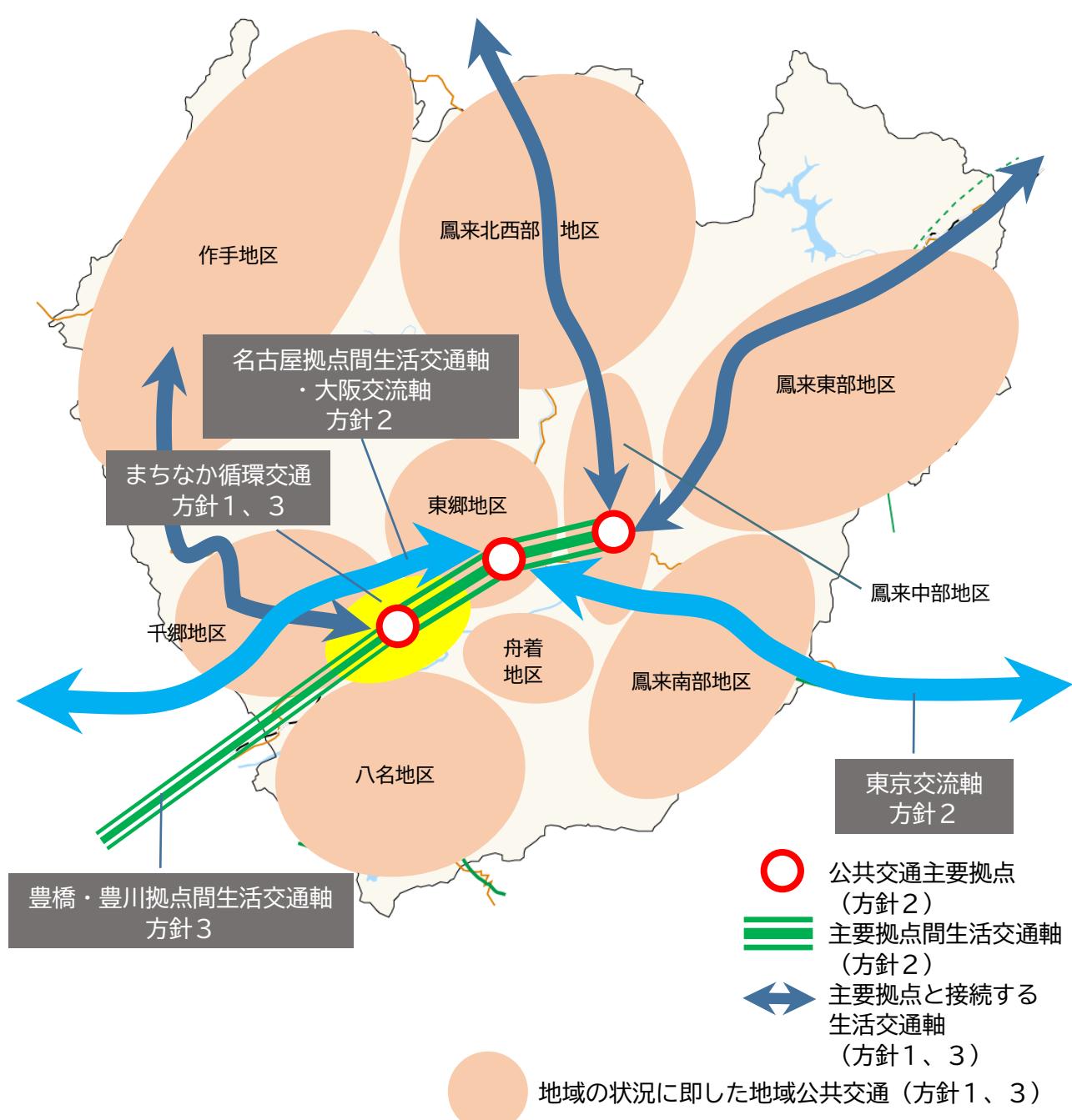
① 公共交通アクセス徒歩圏人口カバー率の向上
② 地域検討組織が主体となったSバス見直し事例数の増加
③ JR飯田線駅利用者数の維持
④ 豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持
⑤ Sバス利用者数の維持
⑥ 道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数の増加
⑦ 高速バス「山の湊号」利用者数の増加
⑧ タクシー利用台数の増加
⑨ 高齢者福祉タクシー助成制度利用率の向上
⑩ バス等の運行に係る市民一人当たりの市負担額の抑制

4. 新城市における公共交通ネットワーク形成方針

第2次新城市総合計画をはじめとした本市の各種計画に掲げる方針や課題整理の結果、地域住民の移動ニーズ、観光需要などからみて、本市の中心市街地における主要駅であるＪＲ飯田線新城駅及び鳳来地域の中心核に位置する本長篠駅、東京、大阪、名古屋へとつながる高速バス路線のバス停がある「道の駅もっくる新城」の3か所が本市における公共交通の中心的な拠点となります。

しかしながら、3拠点のいずれも機能性が良好でなく改善にも限界があるため、その周辺地域を含めて整備を進めていく必要があります。3拠点をしっかりと接続させることで、拠点間の移動効率性を高めるとともに、各地域での検討をもとにつくりあげる地域の移動手段を拠点につなげることで、市内外のおでかけに使いやすい公共交通ネットワークを形成していきます。

新城市における公共交通ネットワーク形成のイメージ

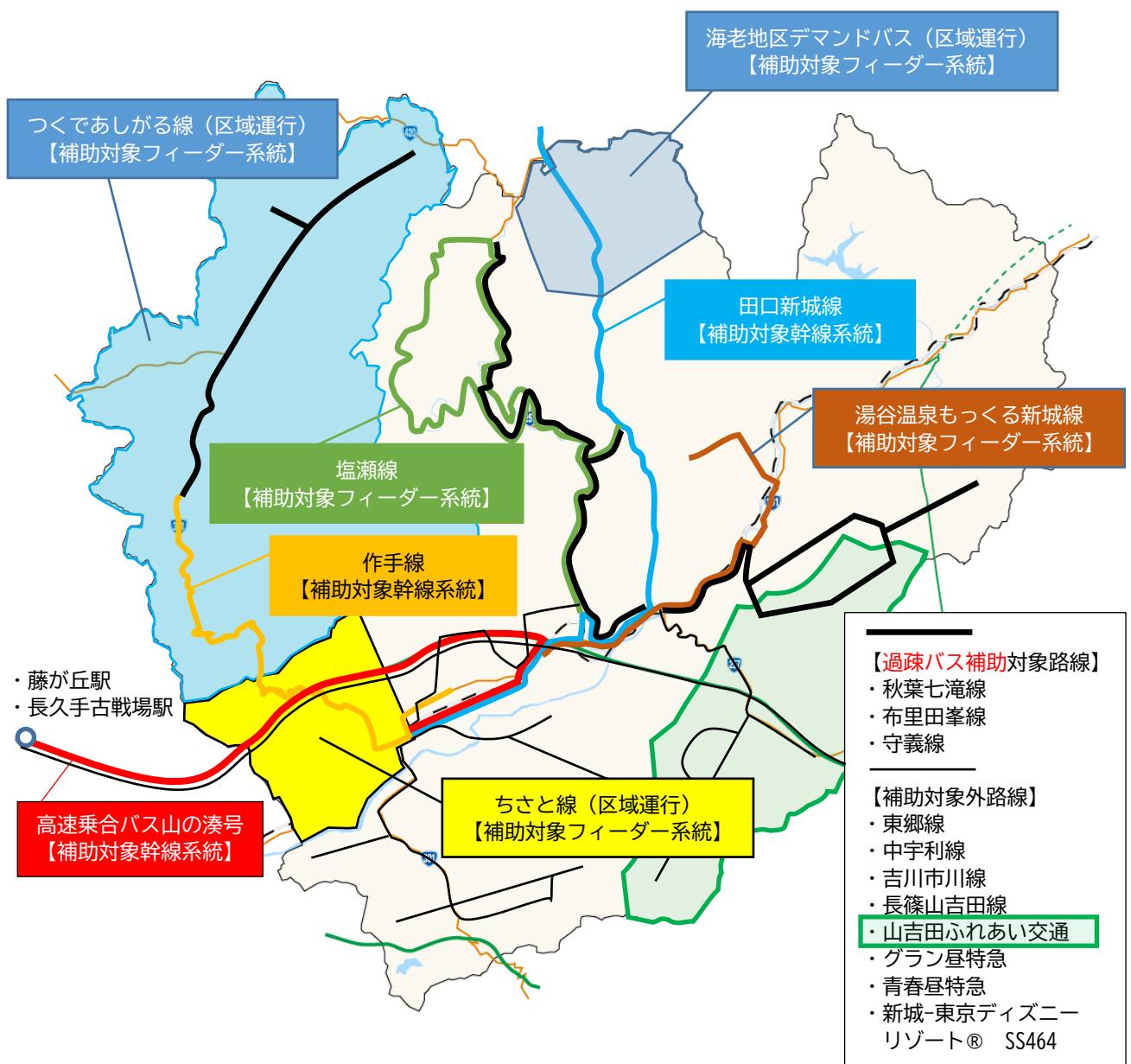


新城市公共交通ネットワークを構成する路線の位置づけ・役割

種別	公共交通計画での位置づけ・役割	対象路線
主要拠点間生活交通軸	3つの主要拠点（新城駅周辺、道の駅もつくる新城、本長篠駅周辺）を結ぶ本市公共交通ネットワーク形成のために主軸となる。	JR飯田線、新豊線、田口新城線
豊橋・豊川拠点間生活交通軸	新城市と豊橋市、豊川市を結ぶ日常生活（通勤・通学・通院・買い物等）のために重要な生活交通軸となる。	JR飯田線、新豊線
名古屋拠点間生活交通通軸・東京交流軸・大阪交流軸	新城市と大都市圏（名古屋、東京、大阪）を結ぶ交流人口拡大のための重要な交流軸となる。 名古屋圏は日常生活（通勤・通学・通院・買い物等）のために重要な生活交通軸となる。	新城名古屋藤が丘線 グラン昼特急号、青春昼特急号 新城-東京ディズニーリゾート®SS464
主要拠点と接続する生活交通軸	地域と主要拠点とを結ぶ日常生活（通勤・通学・通院・買い物等）のために重要な生活交通軸となる。	JR飯田線、田口新城線、作手線
地域の状況に即した地域公共交通	各地域全域と主要拠点若しくは主要拠点と接続する生活交通軸とを結ぶ地域の状況に即したおでかけ交通。 地域主体の検討組織が中心となって、地域の実状に応じた変化・改善を図りながら守り育していく。	ちさと線（西部線） 東郷線（北部線）、中宇利線 吉川市川線、秋葉七滝線 長篠山吉田線、布里田峯線、塩瀬線 湯谷温泉もつくる新城線 海老地区デマンドバス、守義線 つくであしがる線、 山吉田ふれあい交通、タクシー
まちなか循環交通	まちなかでの気軽で利便性の高い移動を可能にする効率的な移動手段。	田口新城線、新豊線 ちさと線（西部線） 東郷線（北部線） 中宇利線、吉川市川線、作手線 タクシー

5. 補助系統の地域公共交通における位置付け

(1) 補助系統の位置づけの状況



(2) 各路線の地域公共交通計画における役割

系統名	区分	役割
田口新城線 (新城病院上平井田口線)	地域間幹線系統	新城市と旧鳳来町、設楽町を結ぶ重要な生活交通路線であり、移動手段を持たない沿線地域住民の必要不可欠な公共交通手段である。
高速乗合バス山の湊号 (新城名古屋藤が丘線)		新城市と名古屋圏を結ぶ重要な生活交通路線であり、新城市に住み続けながら通勤・通学、高度な医療を必要とする方の通院を可能とする本路線は、少子高齢化が進む本市にとって必要不可欠な公共交通手段である。
作手線		新城市中心部と旧作手村を結ぶ重要な生活交通路線であり、移動手段を持たない沿線地域住民の必要不可欠な公共交通手段である。
ちさと線（西部線）	地域内フィーダー系統	千郷地域の高齢者の通院や買物、高校生の通学、観光客の交通手段としても必要不可欠な生活交通路線であり、JR飯田線や田口新城線に接続する重要な公共交通手段である。
塩瀬線		鳳来北西部地域の高齢者の通院や買物、高校生の通学手段として必要不可欠な生活交通路線であり、JR飯田線や田口新城線、北部線に接続する重要な公共交通手段である。
湯谷温泉もつくる新城線		鳳来東部地域の高齢者の通院や買物、高校生の通学手段として必要不可欠な生活交通路線であり、JR飯田線や田口新城線に接続する重要な公共交通手段である。
海老地区デマンドバス		海老地域の高齢者の通院や買物、中学生、高校生の通学手段として必要不可欠な生活交通路線であり、田口新城線に接続する重要な公共交通手段である。田口新城線の維持確保策として廃止する四谷千枚田新城線の廃止代替路線。
つくであしがる線		作手地域の高齢者の通院や買物、高校生の通学手段として必要不可欠な生活交通路線であり、田口新城線、作手線、豊田市おいでんバス等に接続する重要な公共交通手段である。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業等支援の必要性

本市の公共交通を確保・維持していくため、関係者の連携のもと本計画に基づく各種施策に対する国・県の支援も活用する必要があります。

特に、下記の路線については、本市や事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難であるため、「地域公共交通確保維持改善事業」等を活用し、確保・維持に努めます。

系統名	起点	主な経過地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
田口新城線 (新城病院上平井田口線)	新城市民病院	旧新城東高校 新城有教館高校 本長篠駅前	田口	①	①	①	①
高速乗合バス山の湊号 (新城名古屋藤が丘線)	新城市民病院西	もっくる新城 (正面) 藤が丘駅	長久手古戦場駅				①
ちさと線(西部線)	千郷地域自治区内、新城郵便局～新城市民病院				②	②	②
作手線	新城富永	新城市民病院	作手高里		①	①	①
秋葉七滝線	本長篠駅前	阿寺、向久保、 細川	本長篠駅前				③
布里田峯線1	玖老勢	恩原	大輪				③
布里田峯線2	鳳来総合支所	小島	大輪				③
塩瀬線	大輪	只持中、玖老勢	大海駅				②
塩瀬線(循環)	大海駅	布里、只持中 愛郷、玖老勢	大海駅				②
湯谷温泉もっくる新城線	もっくる新城南	井代	鳳来寺山山頂				②
海老地区デマンドバス	海老・四谷・連合地内、静巖堂医院				②		②
守義線	診療所前	高里	鳴沢橋		①		③
つくであしがる線	作手地内、田峯バス停、塩瀬バス停、新井前				②		②④

※事業許可区分 ①一般乗合旅客自動車運送 ②自家用有償旅客運送

運行態様 ①路線定期運行 ②区域運行

実施主体 ①豊鉄バス ②豊鉄タクシー ③新城市(運行:西三交通)

補助事業の活用 ①幹線補助 ②フィーダー補助 ③過疎バス補助 ④減価償却費補助

6. 新城市地域公共交通に関するルール

本市公共交通ネットワーク形成にあたり、「新城市地域共創型公共交通システム」により地域・行政・交通事業者等が一緒になって公共交通を支える体制をつくり、既存路線の見直しや新たな移動手段の確保に向けた取り組みを進め、各地域の状況に即したおでかけ環境をつくり出します。

新城市地域共創型公共交通システム

①公共交通の現状と課題の共有

公共交通の利用状況や収支状況、アンケート結果等を地域住民にわかりやすく加工した「地域カルテ」を作成。地域公共交通の現状と課題の共有を図る。



②地域住民が主体となる検討組織の設置

地域自治区単位を基本とし、地域住民が主体となって検討等を行う組織の立ち上げ。

【検討組織の要件】

- 区長会や各行政区、地域協議会等との連携が可能であり、継続的に活動できる。
- 組織の活動内容や代表者（連絡担当者）が明確である。
- 地域内の公共交通課題を十分に認識している、若しくは、把握するために主体的に活動ができる。
- 地域住民の移動ニーズの把握や意見のとりまとめ、調整、市や地域公共交通会議との協議など、主体的に参画できる。



③地域の移動手段確保維持に向けた調査・検討

利用者や潜在的利用者、地域の施設、学校、企業等、行政とともに地域住民の移動手段の確保維持について一緒に考える場をつくり、調査検討を主体的に進める。

(例) ワークショップ、グループインタビュー、移動ニーズ調査、地域公共交通利用状況調査、利用促進策、既存路線の見直し案や新たな移動手段の研究及び導入の検討など

※地域自治区を跨ぐ路線の再編に関しては、必要に応じて合同で調査及び検討を行う。



④新城市地域公共交通会議との連携

地域の移動手段確保維持に向けた調査・検討に基づく既存路線の見直しや新たな移動手段の導入について新城市地域公共交通会議との意見交換、移動手段についての提案を行う。



⑤提案内容の実施（実証を含む）

- ・新城市地域公共交通会議の協議を経て実施。
- ・実証運行が必要である場合には、実証運行の状況を見て本格運行の可否を判断。
- ・運行にあたり、地域での成果指標（目標値）を設定し、達成状況を把握。



⑥継続的な活動

引き続き、新城市地域公共交通会議と連携し、利用状況の把握や利用促進策の実施及び見直し・改善等の検討・提案を行っていく。

第4章 公共交通施策

1. 施策の体系

めざすべき将来像

第2次新城市総合計画 「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」

理念

- ひと 地域公共交通を支える“ひと”を育みます
- ちいき 安心して住み続けられる“ちいき”の移動手段を確保します
- まち 活力にあふれる“まち”的公共交通をつくります

方針	公共交通施策
1-1	(1) 地域公共交通の現状を共有します
1-1	(2) 地域共創型公共交通システムの適宜改善を図ります
1-2	(3) Sバス作手線の見直しを行います
1-2	(4) 新城市役所の前にバス停を設置します
1-2	(5) 新しい鳳来総合支所にバス停を設置します
1-2	(6) 各地域のSバスを見直し、地域に適した移動手段を確保します
2-1	(7) 大都市圏と新城の双方向で旅行商品を絡めた企画乗車券等の拡充を図ります
2-1	(8) 高速バスの付加価値を高めます
2-1	(9) 高速バス「山の湊号」の利便向上を図ります
2-1	(10) 東京・大阪への夜行便の乗降可能性について協議します
2-1	(11) 大都市圏と新城をつなぐ公共交通主要拠点として、道の駅もつくる新城周辺区域を整備します
2-2	(12) 中心市街地における公共交通主要拠点として、JR新城駅周辺区域を整備します
2-2	(13) 凤来地区の公共交通主要拠点として、本長篠バスターミナル周辺区域を整備します
2-3	(14) 公共交通主要3拠点間の移動利便性を高めます
3-1	(15) 公共交通の利用促進のためのモビリティ・マネジメントを実施します
3-1	(16) 地域公共交通の担い手育成につながるモビリティ・マネジメントを実施します
3-2	(17) 公共交通利用促進のためのPRイベントを実施します
3-2	(18) 高齢者の運転免許自主返納を推進します
3-2	(19) 後期高齢者のSバス利用を無償化します
3-3	(20) バス・タクシー共通の回数券等を導入します
3-3	(21) 田口新城線の利便増進を図ります
3-3	(22) 利用者にわかりやすい公共交通案内表示を行います
3-3	(23) 利用者にわかりやすく使いやすいバス停に改善します
3-3	(24) 地域住民の公共交通利用につながる拠点整備を支援します
3-3	(25) 安全運行のための市所有バスの適正管理を行います
3-3	(26) 土休日のSバス運行を検討します

○は地域公共交通利便増進実施計画に掲げる施策

基本方針

人が地域が輝き、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちを支える

方針

- 方針1 暮らしに即した地域公共交通をつくる
- 方針2 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる
- 方針3 持続可能な地域公共交通をつくる

		目標（基本方針の実現に資する成果の評価指標）									
施策の区分	掲載ページ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
重点施策	P. 36		●								
重点施策	P. 36		●								
先行施策	P. 40					●					
先行施策	P. 41	●				●					
先行施策	P. 41					●					
先行施策	P. 42	●	●	●	●	●			●		●
重点施策	P. 37						●	●			
先行施策	P. 43						●	●			
	P. 49						●	●			
	P. 49						●				
重点施策	P. 37				●			●			
重点施策	P. 38			●	●	●					
重点施策	P. 38			●	●	●					
先行施策	P. 43			●			●				
	P. 50			●	●	●			●		
	P. 50		●								
先行施策	P. 44			●	●	●	●	●	●		●
	P. 51				●	●			●	●	
重点施策	P. 39					●					●
先行施策	P. 45				●	●			●		
先行施策	P. 45			●				●	●		
先行施策	P. 46			●	●	●		●			●
先行施策	P. 47	●	●		●	●					
重点施策	P. 39					●					
	P. 51				●						●
先行施策	P. 48			●			●				●

「重点施策」本計画の中で計画的に取り組む施策

「先行施策」早期実現に向け、積極的に取り組む施策

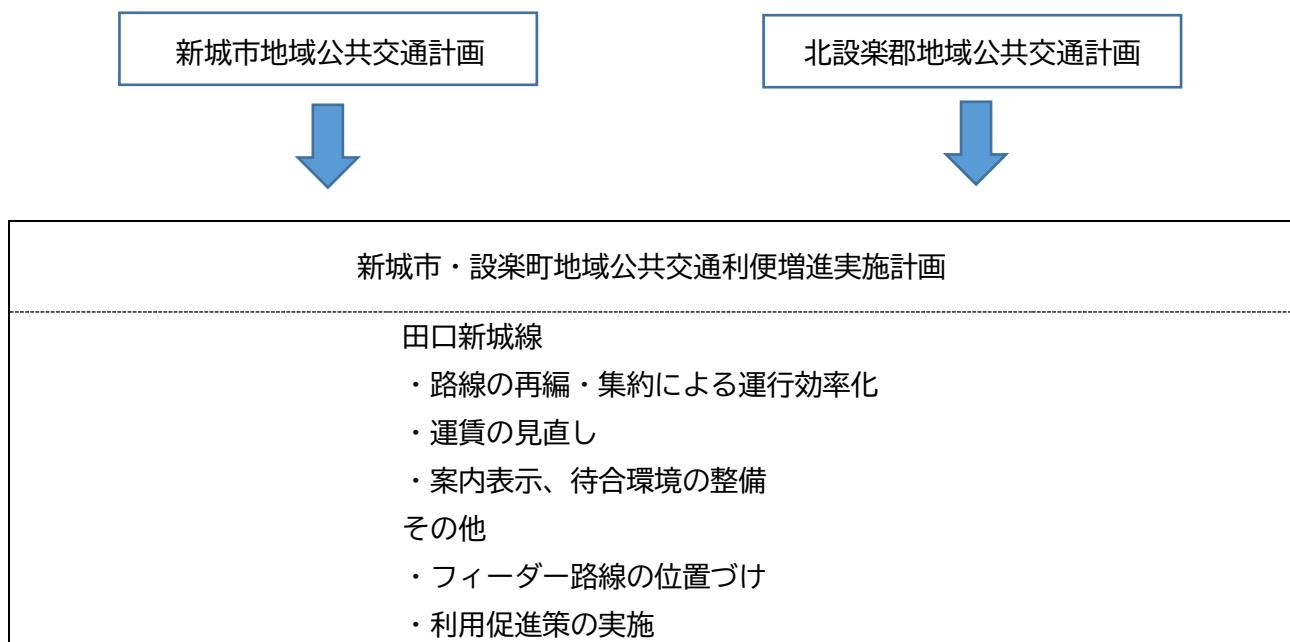
2. 利便増進事業実施計画について

(1) 計画の目的

新城市と北設楽郡設楽町を結ぶ当該地域の公共交通ネットワークに欠かすことのできない重要バス路線である田口新城線及びそのフィーダー交通の将来にわたる維持確保、地域住民の利便性向上・利用促進を図るための具体的な事業に関して示す「新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画」(以下「利便増進計画」という。)を策定します。

(2) 計画の位置づけ

利便増進計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）を根拠法令とし、新城市地域公共交通計画並びに北設楽郡地域公共交通計画の実施計画として位置づけます。



(3) 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

利便増進計画については、新城市地域公共交通計画並びに北設楽郡地域公共交通計画の期間内において、その進捗状況、社会状況等を踏まえ必要な見直し・変更等の検討を行います。

(4) 計画の区域

新城市及び北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村の全域

3. 計画の達成状況の評価

本計画の達成状況を評価するため、また、基本方針の実現に向けて取り組む公共交通施策の成果を評価するため、計画最終年度となる令和8年度の目標値を以下のとおり設定しました。

令和6年3月の計画改訂により、計画期間を令和10年度まで延長しましたので、令和7年度の時点で令和8年度目標値を踏まえた本計画の達成状況を評価し、計画最終年度の目標値を新たに設定します。

目標① 公共交通アクセス徒歩圏人口カバー率の向上

公共交通にアクセスできる鉄道駅・バス停等の徒歩圏域（鉄道駅半径800m、バス停半径300m）内人口が、市全体の人口に占める割合を評価します。

新城市地域共創型公共交通システムによる地域の状況に即した公共交通の実現により、公共交通アクセス徒歩圏人口カバー率の向上をめざします。

★第2次新城市都市計画マスターplan策定において算出した方法と同じ手法で算出します。

	現状 (R2)		目標 (R8)
公共交通アクセス徒歩圏人口カバー率	65.2%	➡	81.2%以上

目標② 地域検討組織が主体となったSバス等の見直し事例数の増加

地域主体の検討により実現したSバス等の見直し事例の数を評価します。

地域でのモビリティ・マネジメントの実施や地域計画との連携を深めていく中で、新城市地域共創型公共交通システムを普及させ、地域検討組織が主体となったSバス等の見直し事例数の増加をめざします。

	現状 (R3)		目標 (R8)
地域主体で実現した公共交通の見直し状況	なし	➡	Sバス全路線で実施

目標③ JR飯田線駅利用者数の維持

JR飯田線駅の利用者数を評価します。

地域公共交通ネットワークの形成を図ることや利用者にとってわかりやすい案内表示、利用促進策の実施などにより、JR飯田線駅利用者数の新型コロナウイルス感染拡大前水準（令和元年度）での維持をめざします。

★東海旅客鉄道株式会社からデータを取得します。

	現状 (R2)		目標 (R8)
JR飯田線駅利用者数	741,378人	➡	942,781人

※数値は、4月～3月の合計値。

目標④ 豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

本市の主要路線である豊鉄バス田口新城線の利用者数を評価します。

地域でのモビリティ・マネジメントの実施や利用促進を図ることにより、豊鉄バス田口新城線利用者数の新型コロナウイルス感染拡大前水準（令和元年度）での維持をめざします。

★運行事業者からの利用者数の報告を集約します。

	現状 (R3)		目標 (R8)
豊鉄バス田口新城線利用者数	39,618人	➡	49,512人

※数値は、10月～9月の合計値。

目標⑤ Sバス利用者数の維持

Sバス路線ごとに利用者数の推移を確認しつつ、Sバス全体の利用者数を評価します。

地域でのモビリティ・マネジメントの実施や利用促進を図ることにより、Sバス利用者数の現状維持をめざします。

★運行事業者からの利用者数の報告を集約します。

	現状 (R3)		目標 (R8)
Sバス利用者数(小中学生の通学利用を除く。)	87,158 人	➡	現状維持

※現状 (R3) 数値は、令和2年10月～令和3年9月の合計値。

Sバスの路線別利用者数（小中学生の通学利用を除く。）の現状及び目標値

	現状 (R3)		目標 (R8)
西部線	3,070 人	➡	現状維持
北部線	3,627 人	➡	現状維持
中宇利線	10,698 人	➡	現状維持
吉川市川線	3,233 人	➡	現状維持
作手線	56,580 人	➡	現状維持
秋葉七滝線	1,707 人	➡	現状維持
長篠山吉田線	1,773 人	➡	現状維持
布里田峯線	330 人	➡	現状維持
塩瀬線	1,930 人	➡	現状維持
湯谷温泉もっくる新城線	1,258 人	➡	現状維持
守義線	555 人	➡	現状維持
つくであしがる線	2,397 人	➡	現状維持

※現状 (R3) 数値は、令和2年10月～令和3年9月の合計値。

目標⑥ 道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数の増加

市内外を結ぶ公共交通結節点「道の駅もっくる新城」周囲のバス停乗降者数を評価します。

公共交通主要拠点の整備及び公共交通ネットワーク形成を図り、大都市圏との交流拡大を推進することにより、道の駅もっくる新城周辺のバス停乗降者数の増加をめざします。

★運行事業者からの乗降者数の報告を集約します。

	現状 (R4)		目標 (R8)
道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数	11,812 人	➡	15,000 人

対象とするバス停

バス停名称	路線名	バス停設置者
もっくる新城（正面）	高速バス山の湊号	豊鉄バス(株)
	湯谷温泉もっくる新城線	新城市
もっくる新城南	高速バス山の湊号	豊鉄バス(株)
	湯谷温泉もっくる新城線	新城市
もっくる新城北	田口新城線・四谷千枚田新城線	豊鉄バス(株)
新城（道の駅もっくる新城）	東京・大阪方面高速バス路線	ジェイアールバス関東(株)
道の駅もっくる新城	東京方面高速バス路線	WILLER EXPRESS(株)

目標⑦ 高速バス「山の湊号」利用者数の増加

本市の地域間幹線系統に位置づけている新城名古屋藤が丘線（高速バス「山の湊号」）の利用者数を評価します。

名古屋圏との交流拡大や利用促進を図ることにより、高速バス「山の湊号」の新型コロナウィルス感染拡大前水準（令和元年度）での維持をめざします。

★運行事業者からの利用者数の報告を集約します。

	現状 (R3)	目標 (R8)
高速バス「山の湊号」利用者数	10,303 人	➡ 13,422 人

※現状 (R3) 数値は、令和2年10月～令和3年9月の合計値。

目標⑧ タクシー利用台数の増加

本市のタクシーの利用台数を評価します。

バス・タクシー共通回数券の導入やタクシーの利用促進を図ることにより、タクシー利用台数の増加をめざします。

地域でのモビリティ・マネジメントの実施や利用促進を図ることにより、令和2年度に廃業したタクシー事業者の新型コロナウィルス感染拡大前水準（令和元年度）での維持をめざします。

★運行事業者からの利用者数の報告を集約します。

	現状 (R3)	目標 (R8)
タクシー利用台数	22,291 台	➡ 29,521 台

対象とするタクシー事業者

豊鉄タクシー（株）、東栄タクシー（有）

目標⑨ 高齢者福祉タクシー料金助成制度の利用率の向上

本市の高齢者福祉タクシー料金助成制度を活用する人の利用率を評価します。

後期高齢者のSバス利用の無償化の検討と併せた制度の見直しや地域でのモビリティ・マネジメントの実施により、制度を活用する人の利用率増加をめざします。

★高齢者支援課の利用実績データから算出します。

	現状 (R3)	目標 (R8)
高齢者福祉タクシー料金助成利用率	41.8%	➡ 増加

目標⑩ バス等の運行に係る市民一人当たりの市負担額の抑制

本市のバス等の運行に係る市民一人当たりの市負担額を評価します。

新城市地域共創型公共交通システムによる地域でのSバスの見直しや新たな移動手段の確保により、バス利用者の増加に伴うバス運行に係る市民一人当たりの市負担額の抑制をめざします。

★決算資料及び年度当初の人口から算出します。

バス運行に係る委託料及び補助金の合計額÷4月1日現在の住民基本台帳（日本人+外国人）

	現状 (R2)	目標 (R8)
バス運行に係る市民一人当たりの市負担額	3,786 円	➡ 現状維持

4. 公共交通施策の概要

(1) 重点施策

本計画の重点施策に位置づけた施策については、計画期間の中で計画的に進めています。

基本方針1 暮らしに即した地域公共交通をつくる	1-1 地域共創型公共交通システムの確立	SDGs 11 持続可能な都市と居住環境 17 パートナーシップで目標を達成しよう				
(1) 地域公共交通の現状を共有します						
施策目標 ・地域公共交通カルテを毎年度作成。 ・全地域で地域主体の検討組織立ち上げ。						
【内容】 各地域の公共交通の概要や見直しの経緯、利用者数の推移、運行に係る経費、地域の移動ニーズや問題点などについて、地域住民が共有し、地域の移動手段の検討資料となる「地域公共交通カルテ」を毎年作成し協議に活用。 地域公共交通カルテは、地域自治区ごとに作成し地域と共有。		目標② 地域検討組織が主体となったSバス等の見直し事例数の増加				
【実施主体】 新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者		【評価指標】 地域主体で実現した公共交通の見直しの状況 <table border="1"><tr><td>現状（R3）</td><td>目標（R8）</td></tr><tr><td>なし</td><td>Sバス全路線で実施</td></tr></table>	現状（R3）	目標（R8）	なし	Sバス全路線で実施
現状（R3）	目標（R8）					
なし	Sバス全路線で実施					

基本方針1 暮らしに即した地域公共交通をつくる	1-1 地域共創型公共交通システムの確立	SDGs 11 持続可能な都市と居住環境 17 パートナーシップで目標を達成しよう				
(2) 地域共創型公共交通システムの適宜改善を図ります						
施策目標 ・地域共創型公共交通システムの普及。 ・地域共創型公共交通システムの向上。		目標② 地域検討組織が主体となったSバス等の見直し事例数の増加				
【内容】 各地域の検討の過程や地域公共交通会議での協議等を通じ、必要に応じて基準の見直しやルールの改善を行うことにより、よりよいくみの構築をめざす。		【評価指標】 地域主体で実現した公共交通の見直しの状況 <table border="1"><tr><td>現状（R3）</td><td>目標（R8）</td></tr><tr><td>なし</td><td>Sバス全路線で実施</td></tr></table>	現状（R3）	目標（R8）	なし	Sバス全路線で実施
現状（R3）	目標（R8）					
なし	Sバス全路線で実施					
【実施主体】 新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者、関係機関		【スケジュール】 ・適宜、改善を図る。				

基本方針2 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる		2-1 名古屋・東京・大阪との交流人口拡大
(7)	大都市圏と新城の双方向で旅行商品を絡めた企画乗車券等の拡充を図ります	SDGs 

施策目標

- ・大都市圏との交流人口増加による地域経済の活性化。
- ・大都市圏へのおでかけ利便性の向上。

【内容】

- ・山の湊号と豊鉄バス路線及びSバス路線との企画乗車券の発売。
- ・山の湊号を絡めた旅行商品とのタイアップ。
- ・ジェイアールバス高速バス路線と絡めた旅行商品とのタイアップ。

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者、旅行業者

目標⑥ 道の駅もっくる新城周辺バス停

乗降者数の増加

目標⑦ 高速バス「山の湊号」の利用者数の増加

【評価指標】

道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数

現状 (R3)	目標 (R8)
11,812人	15,000人
高速バス「山の湊号」利用者数	
現状 (R3)	目標 (R8)
10,303人	13,622人

【スケジュール】

令和4年度：新たな企画乗車券の内容検討。

令和5年度：新たな企画乗車券の販売。

旅行商品とのタイアップに向けた関係機関との調整。

令和6年度：旅行商品とのタイアップ企画の実施。（令和8年度まで随時実施）

○利便増進事業

基本方針2 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる		2-1 名古屋・東京・大阪との交流人口拡大
(11)	大都市圏と新城をつなぐ公共交通主要拠点として、道の駅もっくる新城周辺区域を整備します	SDGs 

施策目標

- ・道の駅もっくる新城の交通拠点機能の強化。

目標④ 豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

目標⑥ 道の駅もっくる新城周辺バス停 乗降者数の増加

【評価指標】

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状 (R3)	目標 (R8)
39,618人	49,512人
道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数	
現状 (R3)	目標 (R8)
11,812人	15,000人

【内容】

- ・バス停付近への待合環境の整備。
- ・パーク＆ライド駐車場の確保・拡張。
- ・道の駅もっくる新城内でのバス情報案内表示の整備。
- ・道の駅もっくる新城駐車場の歩行者及び車両の導線の確保。

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、交通事業者

【スケジュール】

関係部署との調整を進め、実施目途がつき次第、計画的に順次実施。

○利便増進事業

基本方針2 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる		2-2 公共交通主要拠点の整備
(12)	中心市街地における公共交通主要拠点として JR新城駅周辺区域を整備します	SDGs 

施策目標

- ・新城地区の公共交通拠点としての機能強化。

【内容】

- ・亀姫通りにバス停の設置。
(新城栄町・新城駅口バス停を移設)
- ・カラー舗装や看板等を用いた導線づくり。
(亀姫通り ⇄ JR新城駅)
- ・待合環境の整備を検討。
(まちなみ情報センターの活用)
- ・亀姫通りに設置するバス停と新城駅、新城市民病院を結ぶ輸送方法の検討。

- 目標③ J R 飯田線駅利用者数の維持
 目標④ 豊鉄バス田口新城線利用者数の維持
 目標⑤ Sバス利用者数の維持

【評価指標】

J R 飯田線駅利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
741,378人	942,781人

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状 (R3)	目標 (R8)
39,618人	49,512人

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、
交通事業者

【スケジュール】

関係部署との調整を進め、実施目途がつき
次第、隨時実施。

○利便増進事業

基本方針2 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる		2-2 公共交通主要拠点の整備
(13)	鳳来地区の公共交通主要拠点として 本長篠バスターミナル周辺区域を整備します	SDGs 

施策目標

- ・鳳来地区の公共交通拠点としての機能強化。

【内容】

- ・カラー舗装や看板等を用いた導線づくり。
(J R 本長篠駅 ⇄ 本長篠バスターミナル)
- ・待合環境の整備

- 目標③ J R 飯田線駅利用者数の維持
 目標④ 豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持
 目標⑤ Sバス利用者数の維持

【評価指標】

J R 飯田線駅利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
741,378人	942,781人

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状 (R3)	目標 (R8)
39,618人	49,512人

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、
交通事業者

【スケジュール】

関係部署との調整を進め、実施目途がつき
次第、隨時実施。

基本方針3 持続可能な地域公共交通をつくる		3-2 公共交通の利用促進
(19)	後期高齢者のSバス利用を無償化します	SDGs 

施策目標

- すべての地域で利用できることを前提に検討を進める。

【内容】

- 高齢者タクシー料金助成制度の改善や地域の移動手段の確保・維持の状況を踏まえ、無償化のあり方を検討。
- Sバス無償化制度の内容を検討するにあたり、令和4年度に1年間かけて高齢者タクシー料金助成制度の利用状況調査を実施。

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者

目標⑤ Sバス利用者数の維持

- 目標⑩ バス運行に係る市民一人当たりの市負担額の抑制

【評価指標】

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持
バス運行に係る市民一人当たりの市負担額	
現状 (R3)	目標 (R8)
3,786円	現状維持

【スケジュール】

令和4年度

- 高齢者タクシー料金助成制度の利用状況調査の実施。

令和5年度～令和6年度

- 高齢者タクシー料金助成制度の改善内容と連動させながら、Sバス無償化制度の内容を検討及び関係機関と調整。

令和7年度

- 後期高齢者のSバス無償化制度を開始。
(令和7年10月を目指す)

基本方針3 持続可能な地域公共交通をつくる		3-3 公共交通の利便性向上・改善
(24)	地域住民の公共交通利用につながる拠点整備を支援します	SDGs 

施策目標

- 地域づくりの視点で検討を進める。

【内容】

- 利用者が公共交通を待てる場所づくり。
(地域活性化のための施設等)
- 利用者のパーク＆ライド駐車場の整備。

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者等

目標⑤ Sバス利用者数の維持

【評価指標】

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

【スケジュール】

地域での検討を行い、関係部署との調整を進め、実施目途がつき次第、計画的に順次実施。

(2) 先行施策

本計画の先行施策に位置づけた施策については、早期実現に向けて積極的に進めていきます。

基本方針1 暮らしに即した地域公共交通をつくる	1－2 既存路線の見直し					
(3) Sバス作手線の見直しを行います	S D G s					
<p>施策目標</p> <ul style="list-style-type: none">・Sバス作手線の利便性向上。・Sバス作手線の利用者数の維持。		目標⑤ Sバス利用者数の維持				
<p>【内容】</p> <p>(ア) 新城有教館高校作手校舎への通学と作手地区の高校生の帰宅がしやすい運行に見直し。</p> <p>(イ) 夕方以降のＪＲ飯田線に合わせて運行する予約制運行システムの導入。 (参考：岐阜県白川町の事例)</p>		<p>【評価指標】</p> <table border="1"><tr><td>Sバス利用者数</td><td></td></tr><tr><td>現状 (R3) 87,158人</td><td>目標 (R8) 現状維持</td></tr></table>	Sバス利用者数		現状 (R3) 87,158人	目標 (R8) 現状維持
Sバス利用者数						
現状 (R3) 87,158人	目標 (R8) 現状維持					
<p>【実施主体】</p> <p>新城市地域公共交通会議、新城市、作手地区住民、交通事業者、関係機関 新城有教館高校等</p>		<p>【スケジュール】</p> <p>(ア)</p> <ul style="list-style-type: none">・新城有教館高校及び作手校舎への通学に係る運行時刻等の具体的な希望確認。・作手地区の高校生・保護者等との意見交換。・運行事業者との打合せ及び運行ダイヤ見直し案の調整。・作手地区住民、新城有教館高校及び作手校舎と運行ダイヤ見直し案について調整。・新城市地域公共交通会議での協議。 <p>(イ)</p> <ul style="list-style-type: none">・予約制運行システムの調査検討。・利用者への予約制運行についての意見聴取。・運行事業者との調整。・予約制運行システム導入に係る予算化の調整。・予約制運行システム案の関係者との調整。・新城市地域公共交通会議での協議。				

○利便増進事業

基本方針1 暮らしに即した地域公共交通をつくる	1 - 2 既存路線の見直し	
(4) 新城市役所の前にバス停を設置します		SDGs 

施策目標

- ・市役所利用者の利便性向上。
- ・新城地区のSバス利用者数の維持。

【内容】

新城市役所バス停は現在、新城文化会館の近くにあるため本庁付近に新たな新城市役所バス停を設置するとともに、現在のバス停を「新城文化会館」に改称する。

目標① 公共交通アクセス徒歩圏人口カバー率の向上

目標⑤ Sバス利用者数の維持

【評価指標】

公共交通アクセス徒歩圏人口カバー率

現状 (R2)	目標 (R8)
65.2%	81.2%以上

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者等

【スケジュール】

- ・バス停設置場所の選定及び関係機関との調整。
- ・運行ルート、ダイヤの調整。
- ・新城市地域公共交通会議での協議。

基本方針1 暮らしに即した地域公共交通をつくる	1 - 2 既存路線の見直し	
(5) 新しい鳳来総合支所にバス停を設置します		SDGs 

施策目標

- ・鳳来総合支所利用者の利便性向上。
- ・鳳来地区Sバス利用者数の維持。

目標⑤ Sバス利用者数の維持

【評価指標】

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

【内容】

鳳来総合支所内へのバス停設置及びバスの待ち時間の庁舎利用。

【スケジュール】

- ・関係機関及び庁内調整。
- ・運行ルート、ダイヤの調整。
- ・新城市地域公共交通会議での協議。
- ・令和5年5月開庁予定。
(バス停設置完了後、乗り入れ開始。)

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者等

○利便増進事業

基本方針1 暮らしに即した地域公共交通をつくる	1 - 2 既存路線の見直し
(6) 各地域のSバスを見直し、地域に適した移動手段を確保します	SDGs 

施策目標

- ・市内全域において、地域住民が公共交通に関わり続けられる地域主体の検討の場づくり。

【内容】

地域共創型公共交通システムにより、各地域のSバスを見直し、地域に適した移動手段を確保。

新城

西部線、北部線、中宇利線、吉川市川線

千郷

西部線、中宇利線

東郷

西部線、北部線、中宇利線、塩瀬線

舟着

吉川市川線

八名

中宇利線

鳳来中部

長篠山吉田線、秋葉七滝線、

湯谷温泉もっくる新城線

鳳来南部

長篠山吉田線、山吉田ふれあい交通

鳳来東部

秋葉七滝線、湯谷温泉もっくる新城線

鳳来北西部

北部線、塩瀬線、布里田峯線

海老地区デマンドバス

※田口新城線の維持確保対応策として、

四谷千枚田新城線を廃止し、海老地区（海老・四谷・連合）に予約制区域運行を導入。

作手

作手線、守義線、つくであしがる線

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者等

目標①

公共交通アクセス徒歩圏人口カバー率の向上

目標②

地域検討組織が主体となったSバス等の見直し事例数の増加

目標③

J R飯田線駅利用者数の維持

目標④

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

目標⑤

Sバス利用者数の維持

目標⑧

タクシー利用台数の増加

目標⑩

バス運行に係る市民一人当たりの市負担額

【評価指標】

公共交通アクセス徒歩圏人口カバー率

現状 (R2)	目標 (R8)
65.2%	81.2%以上

地域主体で実現した公共交通の見直しの状況

現状 (R3)	目標 (R8)
なし	Sバス全路線で実施

J R飯田線駅利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
741,378人	942,781人

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状 (R3)	目標 (R8)
39,618人	49,512人

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

タクシー利用台数

現状 (R3)	目標 (R8)
22,291人	29,521人

バス運行に係る市民一人当たりの市負担額

現状 (R3)	目標 (R8)
3,786円	現状維持

【スケジュール】

- ・地域カルテの共有、モビリティ・マネジメント、意見交換会等の実施。
 - ・地域主体の検討会立ち上げ。
 - ・地域主体の調査・検討。
 - ・地域の移動手段の方向性の決定。
 - ・交通事業者、関係機関との調整。
 - ・新城市地域公共交通会議での協議。
 - ・地域の移動手段の確保。
- ※上記について、地域の状況により進める。

基本方針2 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる		2-1 名古屋・東京・大阪との交流人口拡大
(8)	高速バスの持つ付加価値を高めます	SDGs 

施策目標

- 新城市の知名度向上。
- 大都市圏からの誘客増加。

【内容】

高速バス（ジェイアールバス・山の湊号）のトランクに新城の農産物等特産品を積載し、名古屋・東京・大阪での販売機会の創出。

シティプロモーションとしても貨客混載を活用し、高速バスや観光についてのPRイベントを実施。

【実施主体】

新城市、市民（関係団体）、交通事業者等

目標⑥ 道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数の増加

目標⑦ 高速バス「山の湊号」の利用者数の増加

【評価指標】

道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数

現状 (R3)	目標 (R8)
11,812人	15,000人

高速バス「山の湊号」利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
10,303人	13,622人

【スケジュール】

- 関係機関及び庁内調整。
- 取り扱う商品の検討・調整。
- 運搬に関する検討及びPRの準備、実施。（令和8年度まで随時実施。）

○利便増進事業

基本方針2 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる		2-3 公共交通主要拠点間の接続
(14)	公共交通主要3拠点間の移動利便性を高めます	SDGs 

施策目標

- 主要3拠点間の接続強化。

【内容】

既存のJR飯田線、豊鉄バス田口新城線を活用した3拠点間の運行充実。
JR飯田線・高速バスとの乗り継ぎを意識したバス時刻・経路の見直し。
他の運行形態についても検討。

目標④ 豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

目標⑥ 道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数の増加

【評価指標】

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状 (R3)	目標 (R8)
39,618人	49,512人

道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数

現状 (R3)	目標 (R8)
11,812人	15,000人

【実施主体】

新城市、市民（関係団体）、交通事業者等

【スケジュール】

関係機関との調整を進め、目途がつき次第、計画期間中に随時実施。

○利便増進事業

基本方針3 持続可能な地域公共交通をつくる	3-2 公共交通の利用促進	
(17) 公共交通利用促進のためのPRイベントを実施します	SDGs 3 すべての人に 豊かな生活を 17 ノーパーリミテッド 目標達成による 世界の変革	

施策目標

- ・東三河地域合同でのイベント実施。
- ・交通事業者と共同でのイベント実施。

【内容】

- ・東三河地域公共交通活性化協議会でのイベントによるPR。
- ・新城軽トラ市等イベントでの豊鉄バス・ジェイアールバスの展示及び乗り方紹介。
- ・バス利用方法・お試し乗車体験の機会創出。

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者等

- | | |
|-----|-----------------------|
| 目標③ | JR飯田線駅利用者数の維持 |
| 目標④ | 豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持 |
| 目標⑤ | Sバス利用者数の維持 |
| 目標⑥ | 道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数の増加 |
| 目標⑦ | 高速バス「山の湊号」利用者数の増加 |
| 目標⑧ | タクシー利用台数の増加 |
| 目標⑩ | バス運行に係る市民一人当たりの市負担額 |

【評価指標】

JR飯田線駅利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
741,378人	942,781人

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状 (R3)	目標 (R8)
39,618人	49,512人

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数

現状 (R3)	目標 (R8)
11,812人	15,000人

高速バス「山の湊号」利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
10,303人	13,622人

タクシー利用台数

現状 (R3)	目標 (R8)
22,291人	29,521人

バス運行に係る市民一人当たりの市負担額

現状 (R3)	目標 (R8)
3,786円	現状維持

【スケジュール】

令和8年度まで継続して隨時実施。

基本方針3 持続可能な地域公共交通をつくる		3－3 公共交通の利便性向上・改善	SDGs 3 すべての人に 健康と福祉を 11 持続可能な都市 と地域社会を 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
(20) バス・タクシー共通回数券等を導入します			

施策目標
・バス及びタクシー利用者の利便性向上。

【内容】
・バス、タクシー共通回数券の導入。
・1日乗り放題券の導入。

【実施主体】
新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者等

【評価指標】
豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状 (R3)	目標 (R8)
39,618人	49,512人

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

タクシー利用台数

現状 (R3)	目標 (R8)
22,291人	29,521人

【スケジュール】
令和4年度内に、共通回数券・1日乗り放題券の発売をめざす。

○利便増進事業

基本方針3 持続可能な地域公共交通をつくる		3－3 公共交通の利便性向上・改善	SDGs 3 すべての人に 健康と福祉を 11 持続可能な都市 と地域社会を 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
(21) 田口新城線の利便増進を図ります			

施策目標
・豊鉄バス田口新城線の利用促進。
・豊鉄バス田口新城線の方向性整理。

【内容】
・ゾーン制運賃導入の実現可能性について、関係者と協議。
・東三河関係市町とともに豊鉄バスのICカード導入を支援。
・田口新城線と四谷千枚田線を統合するとともに、田口新城線の一部路線を改変。
・地域間幹線系統路線としてのあり方を協議。

【評価指標】
豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状 (R3)	目標 (R8)
39,618人	49,512人

道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数の増加

現状 (R3)	目標 (R8)
11,812人	15,000人

高速バス「山の湊号」利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
10,303人	13,622人

【スケジュール】
関係機関との調整を進め、計画期間中の実現をめざす。

○利便増進事業

基本方針3 持続可能な地域公共交通をつくる		3-3 公共交通の利便性向上・改善
(22)	利用者にわかりやすい公共交通案内表示を行います	SDGs 

施策目標

- ・公共交通利用者の利便性向上。

【内容】

- ・バスマップの作成及び配布、マイバス時刻表の作成サービスの継続。
- ・GTF Sデータの適切な更新の継続。
- ・公共施設、乗継拠点、スーパー、医療機関等への案内版・デジタルサイネージ等の設置。

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者等

目標③

J R飯田線駅利用者数の維持

目標④

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

目標⑤

Sバス利用者数の維持

目標⑦

高速バス「山の湊号」利用者数の増加

目標⑩

バス運行に係る市民一人当たりの市負担額

【評価指標】

J R飯田線駅利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
741,378人	942,781人

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状 (R3)	目標 (R8)
39,618人	49,512人

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

高速バス「山の湊号」利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
10,303人	13,622人

バス運行に係る市民一人当たりの市負担額

現状 (R3)	目標 (R8)
3,786円	現状維持

【スケジュール】

令和8年度まで継続して隨時実施。

案内板・デジタルサイネージ等の新規設置、バスロケーションシステムの導入については、実施目途がつき次第、隨時実施。

基本方針3 持続可能な地域公共交通をつくる		3-3 公共交通の利便性向上・改善
(23)	利用者にわかりやすく使いやすいバス停に改善します	SDGs  

施策目標

- ・バス停の認知度向上
- ・バスの利便性向上。
- ・新たな財源確保

【内容】

- ・わかりやすいバス停名称への変更。
- ・わかりやすい位置へのバス停の移動・新設。
- ・バスを待てる環境の整備。

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者等

目標① 公共交通アクセス徒歩圏人口カバー率の向上

目標② 地域検討組織が主体となったSバス等の見直し事例数の増加

目標④ 豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

目標⑤ Sバス利用者数の維持

【評価指標】

公共交通アクセス徒歩圏人口カバー率

現状 (R3)	目標 (R8)
741,378人	942,781人

地域主体で実現した公共交通の見直しの状況

現状 (R3)	目標 (R8)
なし	Sバス全路線で実施

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状 (R3)	目標 (R8)
39,618人	49,512人

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

高速バス「山の湊号」利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
10,303人	13,622人

【スケジュール】

令和10年度まで隨時実施。

基本方針3 持続可能な地域公共交通をつくる	3-3 公共交通の利便性向上・改善
(26) 土休日のSバス運行を検討します	SDGs 

施策目標

- ・土休日における公共交通利便性向上。

【内容】

- ・新城軽トラ市開催日（第4日曜日）におけるSバス実証運行。
- ・実証運行期間中は、利用促進策も実施。
- ・土休日のSバス運行のニーズ調査、あり方を検討。

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、市民（関係団体）、交通事業者等

目標②

地域検討組織が主体となったSバス等の見直し事例数の増加

目標⑤

Sバス利用者数の維持

目標⑩

バス運行に係る市民一人当たりの市負担額

【評価指標】

地域主体で実現した公共交通の見直し状況

現状 (R3)	目標 (R8)
なし	Sバス全路線で実施

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

バス運行に係る市民一人当たりの市負担額

現状 (R3)	目標 (R8)
3,786円	現状維持

【スケジュール】

令和4年度

- ・第4日曜日実証運行に向けて、利用促進策の内容も含めて関係機関との調整。

令和5年度

- ・第4日曜日実証運行の実施。
- ・利用状況、財政負担、住民の評価から総合的に勘案して継続の可否、第4日曜日以外の土休日の運行の可否を協議。

令和6年度

- ・検討結果を踏まえ、継続する場合は本格運行へ移行。

(3) その他の公共交通施策

基本方針2 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる		2-1 名古屋・東京・大阪との交流人口拡大	SDGs 3 すべての人に 健康と福祉を 8 経済成長 17 持続可能な開発目標								
(9) 高速バス「山の湊号」の利便向上を図ります											
施策目標 ・高速バス「山の湊号」利用者の利便性向上。		目標⑥ 道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数の増加 目標⑦ 高速バス「山の湊号」利用者数の増加									
【内容】 ・地域間幹線系統の維持確保に向けた施策について豊鉄バス及び関係者と協議。 ・利用状況及びニーズ調査。 ・ジブリパークへの交通手段としての利便性向上について愛知県と協議。 ・中部国際空港からのインバウンド需要について関係者と協議		【評価指標】 道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数 <table border="1"> <tr> <td>現状 (R3)</td> <td>目標 (R8)</td> </tr> <tr> <td>11,812人</td> <td>15,000人</td> </tr> </table> 高速バス「山の湊号」利用者数 <table border="1"> <tr> <td>現状 (R3)</td> <td>目標 (R8)</td> </tr> <tr> <td>10,303人</td> <td>13,622人</td> </tr> </table>	現状 (R3)	目標 (R8)	11,812人	15,000人	現状 (R3)	目標 (R8)	10,303人	13,622人	
現状 (R3)	目標 (R8)										
11,812人	15,000人										
現状 (R3)	目標 (R8)										
10,303人	13,622人										
【実施主体】 新城市地域公共交通会議、新城市、交通事業者		【スケジュール】 関係部署との調整を進め、実施目途がつき次第、計画的に順次実施。									

基本方針2 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる		2-1 名古屋・東京・大阪との交流人口拡大	SDGs 3 すべての人に 健康と福祉を 8 経済成長 17 持続可能な開発目標				
(10) 東京・大阪への夜行便の乗降可能性について協議します							
施策目標 ・利用者の利便性向上。		目標⑥ 道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数の増加					
【内容】 ・夜行便の乗降可能性についてジェイアールバス関東と協議。 ・東京行きの高速バス新城IC経由について豊鉄バスに要望		【評価指標】 道の駅もっくる新城周辺バス停乗降者数 <table border="1"> <tr> <td>現状 (R3)</td> <td>目標 (R8)</td> </tr> <tr> <td>11,812人</td> <td>15,000人</td> </tr> </table>	現状 (R3)	目標 (R8)	11,812人	15,000人	
現状 (R3)	目標 (R8)						
11,812人	15,000人						
【実施主体】 新城市地域公共交通会議、新城市、交通事業者		【スケジュール】 関係部署との調整を進め、実施目途がつき次第、計画的に順次実施。					

基本方針3 持続可能な地域公共交通をつくる		3-1 モビリティ・マネジメントの実施
(15)	公共交通の利用促進のための モビリティ・マネジメントを実施します	SDGs  

施策目標
・地域公共交通の利用を促す。

- 目標③ J R 飯田線駅利用者数の維持
 目標④ 豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持
 目標⑤ S バス利用者数の維持

【内容】
 ・公共交通の活用を考えるワークショップ等を通じたモビリティ・マネジメント。
 公共交通+地域の魅力再発見など。

【評価指標】
 J R 飯田線駅利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
741,378人	942,781人

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状 (R3)	目標 (R8)
39,618人	49,512人

S バス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

【実施主体】
 新城市地域公共交通会議、新城市、
 交通事業者

【スケジュール】
 令和10年度まで隨時実施。

基本方針3 持続可能な地域公共交通をつくる		3-1 モビリティ・マネジメントの実施
(16)	地域公共交通の担い手育成につながる モビリティ・マネジメントを実施します	SDGs  

施策目標
・地域住民の公共交通に対する意識の高揚。

- 目標② 地域検討組織が主体となったSバス等の見直し事例数の増加

【内容】
 ・新城市地域共創型公共交通システム活用の担い手育成につながるモビリティ・マネジメント。
 ・交通事業者への就職の支援等、公共交通運行に係る担い手育成につながるモビリティ・マネジメント。

【評価指標】
 地域主体で実現した公共交通の見直し状況

現状 (R3)	目標 (R8)
なし	Sバス全路線で実施

【実施主体】
 新城市地域公共交通会議、新城市、
 交通事業者

【スケジュール】
 令和10年度まで隨時実施。

基本方針3 持続可能な地域公共交通をつくる		3-2 公共交通の利用促進
(18)	高齢者の運転免許自主返納を推進します	SDGs 

施策目標

- ・高齢者の自動車事故リスクの軽減。

- 目標④ 豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持
 目標⑤ Sバス利用者数の維持
 目標⑧ タクシー利用台数の増加
 目標⑨ 高齢者福祉タクシー料金助成制度の利用率の向上

【内容】

- ・返納者へSバス回数券、高速バス回数券、タクシー券等の配布。
- ・免許返納者及び免許返納予定者の移動ニーズ調査の実施。

【実施主体】

新城市地域公共交通会議、新城市、交通事業者

【評価指標】

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状 (R3)	目標 (R8)
39,618人	49,512人

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

タクシー利用台数

現状 (R3)	目標 (R8)
22,291人	29,521人

高齢者福祉タクシー料金助成利用率

現状 (R3)	目標 (R8)
41.8%	増加

【スケジュール】

令和10年度まで隨時実施。

基本方針3 持続可能な地域公共交通をつくる		3-3 公共交通の利便性向上・改善
(25)	安全運行のための市所有バスの適正管理を行います	SDGs 

施策目標

- ・Sバスの安全運行。

- 目標⑤ Sバス利用者数の維持

- 目標⑩ バス運行に係る市民一人当たりの市負担額

【内容】

- ・計画的なメンテナンス・修繕等。
- ・運行形態に合った車両の更新。

【実施主体】

新城市、交通事業者

【評価指標】

Sバス利用者数

現状 (R3)	目標 (R8)
87,158人	現状維持

バス運行に係る市民一人当たりの市負担額

現状 (R3)	目標 (R8)
3,786円	現状維持

【スケジュール】

令和10年度まで隨時実施。

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画の評価・検証、改善策の検討は「新城市地域公共交通会議」が主体となって実施します。

本計画の基本方針「人が地域が輝き、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちを支える」に沿って掲げられている公共交通施策の実施にあたって、住民・地域・交通事業者・行政等がそれぞれの役割分担のもと、一体となって取り組むことが必要です。

そのため、新城市地域共創型公共交通システムに基づき、地域公共交通について住民や地域と行政や交通事業者が一緒になって検討し、地域公共交通会議へ提案し、同会議において検討・協議を行っていきます。

加えて、令和3年1月8日に「公共交通施策に関する協定」を締結した国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科とも連携し、本計画の推進にあたります。

人が地域が輝き、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちを支える

新城市地域公共交通会議

- ▶ 計画の評価検証、進捗管理
- ▶ 改善策の検討
- ▶ 地域からの提案の協議・検討

構成員



地域での検討
結果の提案

意見の募集
議論の公表



各地域の地域公共交通検討組織

- ▶ 地域課題の解決や地域の活性化
に必要な公共交通について検討
- ▶ 公共交通会議へ検討結果を提案

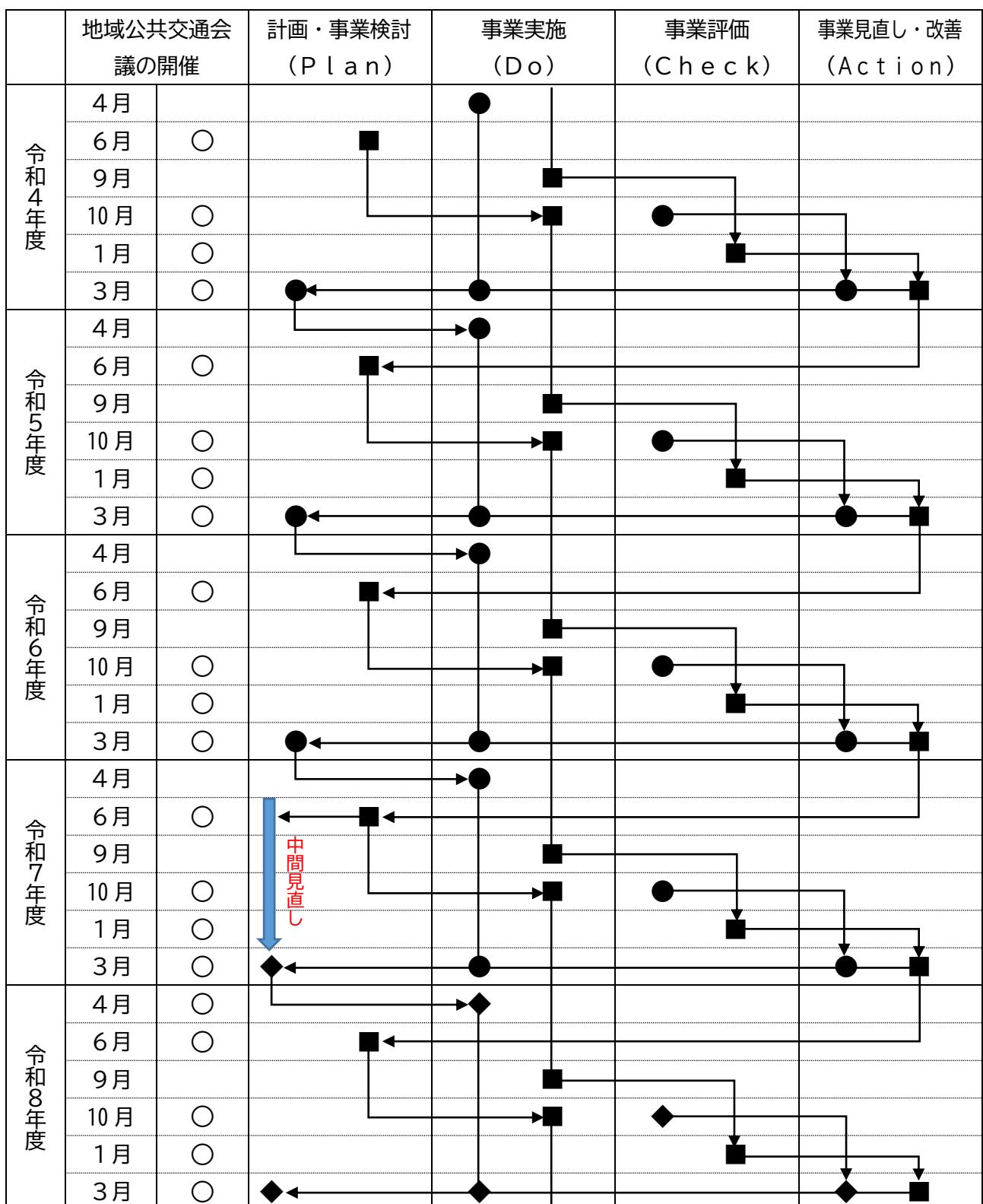
構成員



名古屋大学

2. 新城市地域公共交通会議の運営方針

本計画の推進にあたり、新城市地域公共交通会議において施策を推進し、評価し、進捗状況を管理していきます。



おわりに

市民の皆様には、日頃より地域公共交通会議にご指導、ご鞭撻を賜り感謝申し上げます。

私は、バス利用者として、また、これから地域社会が明るくなるようにと思う一人の市民として、会議に参加させていただいています。

Sバスに乗り、揺られながらいつも思うことは、ぜひ一度バスに乗ってみてほしいということ。

会議や意見交換会、聞き取り調査で多くの方から、

「まだ、運転免許証を持っているから。」

「車が生活には必要な土地だから」

というご意見を伺いました。

「そのとおりだよね。」

と思う反面、いつ免許証を返納することになるか分からない、いざその状況になった時、家族が運転を引き受けてくれなかつたら、どうするのだろうかと心配になりました。そんな時、日頃からバスに乗り慣れていたら。

バスの時刻表に合わせなきゃいけないということはありますが、一度乗ってしまえば、目的地近くのバス停まで安心して乗っていられます。

バスにすると、新城市の四季模様をいつもより高い視点から見ることができます。

通学や買い物、通院だけでなく、行楽やお友達に会うといった「おでかけ」の場面で、Sバスが活躍できたらと思います。

市内にある公共交通機関は、Sバスだけではありません。鉄道、タクシー、民間のバス、スクールバス等々、いろいろな公共交通を使って、皆さんのが「おでかけ」を楽しみ、いつまでも笑顔で豊かに暮らせるまちになるようになればという想いを馳せ、私はこの「新城市地域公共交通計画」の検討に加わりました。

私たち自らで、地域の皆さんにとって使いやすい公共交通をつくりあげていきましょう。

令和4年3月
新城市地域公共交通会議
座長 加藤 久美子

用語解説（50音順）

エアモビリティ

電動・垂直離着陸が可能な小型の飛行体（空飛ぶクルマ）などによる身近で手軽な空の移動手段のこと。

営業区域外旅客運送

道路運送法上禁止されている所、台風等の災害時や過疎地での夜間対応など、隣接市町村のタクシーの方が近い場合や24時間対応可能な場合など、地域や時間帯によって、営業区域を超えた移動ニーズへの対応が発生した場合、災害時は禁止規定の適用除外とともに、受け入れる側の地域において協議が整った場合で、輸送の安全又は旅客の利便確保に支障を及ぼす恐れがないと国土交通大臣が認めるとき営業区域外旅客運送を可能とするもの。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を体験しながら学び、あわせて保全についても責任を持つ観光のあり方。

Sバス

新城市のコミュニティバス。「西部線」「北部線」「吉川市川線」「中宇利線」「作手線」、「秋葉七滝線」「長篠山吉田線」「布里田峯線」「塩瀬線」、「塩瀬線（塩瀬布里循環線）」「湯谷温泉もっくる新城線」「守義線」「つくであしがる線」

Sバスの“S”には、新城のSのほかに、学校（School）・買い物（Shopping）・安全（Safety）など、バスが担っている目的や役割の「S」が含まれている。

過疎対策事業債

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて実施する公共施設や情報通信基盤等整備する事業を対象とする地方債。

居宅介護支援事業所

居宅（在宅）要介護者が、居宅サービスや地域密着型サービス、その他の必要な保健医療・福祉サービスを適切に利用できるように、心身の状況、おかれている環境、本人・家族の希望等を勘案した居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるように、サービス事業者等との連絡調整などを行い、介護保険施設等への入所が必要な場合は紹介などを行うことで、それを行う事業所のこと。

GSM（グリーンスローモビリティ）

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両を含めた総称のこと。

クロス分析

アンケート結果の集計で、調査資料やアンケートデータを2、3個の項目に絞ってそれらに属しているものがどのような関連を持っているかを分析する手法。

高速バス「山の湊号」

愛知県新城市と名古屋市名東区・長久手市を結ぶ高速バス。路線名は、「新城名古屋藤が丘線」。

平成28年7月1日より、社会実証実験として路線設置された。1日往復3便運行。

交通空白地有償運送

バスやタクシーなどの公共交通機関によっては、住民に対する移動手段が確保できないと認められる場合において、市町村又はNPO法人などの非営利団体が営利目的とは認められない範囲の運送の対価によって自家用自動車を利用して運行する運送形態。

市街化調整区域

都市計画法（第7条第3項）に基づき、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を図るために必要があるときに定める区域区分のうち、市街化を抑制すべき区域として定める区域

G T F Sデータ

(General Transit Feed Specification) 経路検索サービスや地図サービスへの情報提供を目的としてアメリカで策定された世界標準の公共交通データフォーマットのこと。

事業者協力型自家用有償旅客運送

市町村やN P O法人等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が、運行管理、車両整備管理で協力する制度を活用し、運送を行うもの。

持続可能な開発目標（S D G s）

(Sustainable Development Goals) の略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月に国連サミットで決められた国際社会共通の目標。17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されている。

ジブリパーク

スタジオジブリ作品の世界観を再現したテーマパーク。愛知県長久手市の愛・地球博記念公園に建設。令和4年11月1日に第1期開業。第2期開業は、2023年の予定。

自立支援協議会

障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から法定化された（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている団体。

新城市地域公共交通会議

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に則って組織された新城市地域公共交通の会議体。

SWOT分析

外部環境と内部環境をプラス面、マイナス面に分けて分析することで、戦略策定等最適化などを行うための枠組み（構造）の一つ。

内部環境で、Strength（強み）、Weakness（弱み）、外部環境で、Opportunity（機会）、Threat（脅威）の4つの要素の頭文字をつなげた分析方法。

生活交通確保維持改善計画

地域の交通計画の確保や維持、改善を行うために、都道府県や市区町村、交通事業者等からなる協議会が、地域の生活交通の実情やニーズを的確に把握しつつ、議論を経て策定する地域の特性や実情に応じた最適な移動手段の提供を行うための計画。

ゾーン制運賃

鉄道やバスなど公共交通の運賃制度の一つ。地域内をいくつかのゾーンに分類し乗車してから降車するまでに通過するゾーンの数で運賃を決める方式。

多核連携型の交通ネットワーク

市街地（広域的拠点）や各支所周辺部（地域拠点）を市域・地域の中心として維持・充実させ、その拠点を中心に連携する公共交通ネットワーク。

地域間幹線系統路線

複数の市町村にまたがって走る広域的な路線。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取り組み及び創意工夫の総合的・一体的・効率的に推進し個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。（平成19年5月25日法律第59号）

地域自治区制度

限られた財源を効果的に使って、地域ごとに異なる困りごとへの対応や将来への取り組みができるよう、市民と市役所が一緒になって考え、活動する地域自治を推進する仕組み。新城市内を10に区分けした「地域自治区」を設置。

デジタルサイネージ

駅や店舗、施設等で表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどで映像や文字を表示する情報・広告媒体。

ネーミングライツ

「公共施設の名前（愛称）」付与する命名権と付帯する諸権利のこと。

パーク＆ライド駐車場

自宅から自家用車・軽車両で最寄りの駅又は停留場まで行き、駐車・駐輪させたのち、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して、都心部などの目的地に向かうために駐車する場。

バスロケーションシステム

バスに車載器を搭載し、G P Sなどを利用して車両の位置情報を運行管理者が把握するとともに、バス利用客にスマートフォンやパソコンを通してバスの運行状況の情報を提供するシステム。

東三河地域公共交通活性化協議会

東三河8市町村で組織する、この地域の公共交通の利用促進や利便性向上に係る支援などを行い、東三河地域の公共交通の活性化を図ることを目的に組織された会議体。

フィーダー系統路線

交通網において、幹線と接続し、支線の役割をもって運行される路線。

福祉バス

高齢者や障がい者または、妊婦・乳幼児・未就学児等の方々が、市内福祉施設等により利用しやすくするために運行するバス。

福祉有償運送

障がい者や要介護者等を対象に NPO 等の非営利法人や市町村が乗車定員11人未満の自家用自動車（白ナンバー）で行うドアトウドアの個別輸送サービスのこと。

MaaS

I C Tを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、又その運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティを1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつながる新たな「移動」の概念。

モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

予約制区域運行

区域を定めて、利用者の要望に応じて機能的に最短ルートを運行したり、利用希望のある地点まで送迎したりする運行。

運行ルートやバス停を設けず、定められた区域内で旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態。

ワーケーション

「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた言葉。観光地や帰省等の休暇先でリモートワークを行うこと。

新城市地域公共交通計画改訂版

令和4年3月策定

令和6年3月改訂

発行 新城市総務部行政課公共交通対策室

〒441-1392 愛知県新城市字東入船 115 番地

TEL 0536-22-9901 FAX 0536-23-2002

E-mail kotsu@city.shinshiro.lg.jp